

平成 27 年度廃棄物処理施設等に係る
基準設定検討調査業務
報告書

(安定型最終処分場及び許可不要施設に関する調査)

平成 28 年 3 月

エコスタッフ・ジャパン株式会社

目次

第1章 調査の概要	1
1-1. 目的	1
1-2. 調査の構成	1
第2章 自治体への情報提供の依頼	3
2-1. 調査方法	3
2-2. 調査票の内容	3
第3章 安定型最終処分場の実態調査	7
3-1. 行政指導・命令を行った事案件数	7
3-2. 指導・命令の内容	7
3-3. 調査から抽出された現状の課題や問題点等	24
3-4. 自治体へのヒアリング調査	30
第4章 許可不要施設の実態調査	33
4-1. 行政指導・命令を行った事案件数	33
4-2. 指導・命令の内容	33
4-3. 調査から抽出された現状の課題や問題点等	49
4-4. 自治体へのヒアリング調査	54
第5章 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の実態調査	57
5-1. 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等	57
第6章 まとめ	61
参 考 資 料	63

第 1 章 調査の概要

1-1. 目的

循環型社会の構築に向けて、今後とも最終処分場は必要不可欠な施設であるが、一方で、産業廃棄物の処理を巡る住民の不安等から、最終処分場の新規立地が進まない状況も見受けられる。最終処分場の整備促進を図るためには、最終処分場を巡る地下水汚染や埋立廃棄物に係る不安等に対する住民不信を払拭することが重要な課題となっている。

こうした中で、安定型最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)の規定において、埋立後も安定している産業廃棄物「いわゆる安定5品目」のみを埋め立てることとされているが、地域によっては、安定型最終処分場の浸透水の異常やガスの発生など生活環境保全上の支障を生じる事例が発生しているほか、地域住民との紛争に至っている事例もある。また、近年、廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない施設(以下「許可不要施設」という)についても、その立地や施設の操業等に関して、地域住民に不安を与える事例なども散見されている。

本調査では、安定型最終処分場及び許可不要施設の現状と課題を把握するとともに、今後の構造・維持管理基準等の検討に的確に反映させるための基礎情報を収集することを目的とするものであり、現に自治体が指導等を行っている安定型最終処分場及び許可不要施設の実態把握を行った。

1-2. 調査の構成

本調査では、安定型最終処分場及び許可不要施設の現状と課題を把握するとともに、今後の構造・維持管理基準等の検討に的確に反映させるための基礎情報を収集するため、調査票を都道府県・政令指定都市等へ送付した。その結果を踏まえてヒアリング調査を実施し、情報の整理と課題の抽出を行った。

本調査の構成を以下に示す。

(1) 調査の構成

- 安定型最終処分場の実態調査
- 許可不要施設の実態調査
- 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の実態調査

(2) 都道府県・政令市等への情報提供の依頼

対象:都道府県・政令指定都市等 115 の自治体

(3) 都道府県・政令指定都市等へのヒアリング調査

第 2 章 自治体への情報提供の依頼

2-1. 調査方法

(1) 調査票の送付先

都道府県	47 自治体
政令指定都市等	68 自治体
合計	115 自治体

(2) 送付方法

郵送により調査票を送付した。但し調査票の電子データ(Word)を希望した自治体に対しては、別途電子データもメールにて送付し、調査票を回収した。

2-2. 調査票の内容

(1) 安定型最終処分場の実態調査

平成 20 年度に最終処分場の実態把握調査が実施されたが、それ以降 7 年以上を経過しており、新たな課題も生じていると考えられる。今回の調査では、自治体から指導を受けている施設について、前回の調査とほぼ同様の内容で調査を行った。

(目的)

安定型最終処分場のうち、都道府県・政令市等において指導・命令を行った安定型最終処分場(過去に指導・命令を行っていた事案を含む。)について、その指導内容及び措置状況等に関し情報を収集する。

(調査の範囲)

- 原則、過去 5 年程度において行政指導(口頭指導や軽微なものを除く)や命令を行い、完結している事案を対象とした。特に社会的な影響が大きく、地域において問題が生じた事案については、軽微なものであっても可能な限り回答の対象とした。
- 許可・届出施設を対象(ミニ処分場は除外)とし、廃棄物処理法または独自の条例等で定める処理基準や構造基準、維持管理基準等の違反事案を対象とした。特に安定型産業廃棄物以外の混入防止措置等に対する指導など、今後、安定型最終処分場の規制強化が望まれる事案を優先的に回答すべき対象とした。

(主な調査項目)

- ① 安定型最終処分場の有無
- ② 行政指導・命令を行った事案の有無
- ③ 指導・命令等を行った事例
 - A 事業者(産業廃棄物処理業者)に関する基本情報
 - ・事業者名
 - ・所在地
 - B 最終処分場の許可に関する基本情報
 - ・区分
 - ・設置場所
 - ・埋立開始年月日

- ・許可品目
- ・施設能力
- ・施設の状況
- ・展開検査場所
- C 指導・命令事項等の概要
 - ・指導・命令の時期
 - ・指導・命令の原因事項
 - ・機能改善、効果
- ④ 自由回答
 - ・安定型最終処分場における現状の課題や問題点等

(2) 許可不要施設の実態調査

(目的)

許可不要施設のうち、都道府県・政令指定都市等において指導・命令を行った許可不要施設(過去に指導を行っていた事案を含む。)について、その指導内容及び措置状況等に関し、その情報を収集する。

(調査の範囲)

- 原則、過去 5 年程度において行政指導(口頭指導や軽微なものを除く)や命令を行い、完結している事案を対象とした。特に社会的な影響が大きく、地域において問題が生じた事案については、軽微なものであっても可能な限り回答すべき対象とした。
- 処分業者が設置する許可不要施設(令第 7 条施設以外)において、処理基準の違反事案を対象とし、特に周辺環境への影響が生じるなど、今後、許可施設として規制強化が望まれる事案を優先対象とした。

(主な調査項目)

- ① 許可不要施設の有無
- ② 行政指導・命令を行った事案の有無
- ③ 指導・命令等を行った事例
 - A 事業者(産業廃棄物処理業者)に関する基本情報
 - ・事業者名
 - ・所在地
 - B 許可不要施設の許可に関する基本情報
 - ・業の区分
 - ・処分業許可年月日
 - ・設置場所
 - ・処分方法(施設の種類)
 - ・許可品目
 - ・施設能力
 - C 指導・命令事項等の概要
 - ・指導・命令の時期
 - ・指導・命令の原因事項
 - ・機能改善、効果
- ④ 自由回答
 - ・許可不要施設として対応に苦慮している事項や課題等

(3) 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の実態調査

(目的)

廃棄物処理法に定める廃棄物の処理基準、施設の構造・維持管理基準に加え、都道府県・政令指定都市等で独自の処理基準、構造・維持管理基準、及び処理施設設置に係る事前協議や紛争予防等の規定を指導要綱等に関し、その情報を収集する。

(主な調査項目)

- ① 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の有無
- ② 要綱等の名称
- ③ 基準強化等に係る意見

第3章 安定型最終処分場の実態調査

3-1. 行政指導・命令を行った事案件数

本調査において回答があったもののうち、指導の対象となった産業廃棄物の安定型最終処分場は、都道府県所管で45施設、政令指定都市等の所管で32施設の合計77施設であった。その内訳を「表3-1 行政指導・命令等の事案件数」に記す。

	自治体数	事案件数
都道府県	24	45
政令指定都市等	17	32
合計	41	77

表 3-1 行政指導・命令等の事案件数

3-2. 指導・命令の内容

本調査の結果得られた指導・命令の原因事項の内訳を「表3-2-1 行政指導・命令等の事案件数内訳」に記す。また、その概要を「表3-2-2 指導・命令事項等の概要」に記す。

指導・命令の原因事項	都道府県	政令市等	合計
地下水の異常	4	1	5
区域外埋立	2	3	5
埋立容量の超過	4	4	8
擁壁の損壊等	6	1	7
埋立物の違反	15	15	30
水処理施設の異常	2	1	3
悪臭の発生	2	0	2
ガスの発生	0	2	2
廃棄物の飛散・流出	2	0	2
火災の発生	1	0	1
展開検査	4	3	7
その他	27	13	40
合計	69	43	112

注) 指導・命令を受けた1事案に対して、原因事項が複数ある場合もある。

表 3-2-1 行政指導・命令等の事案件数内訳

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (1)

No	指導時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
1	H25年6月	稼働中	立入検査	苦情無し	地下水の異常 埋立物の違反 廃棄物の飛散・流出 その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 埋立地外に廃プラスチック類の飛散が見られた。 2 立札に埋立品目、管理責任者が適正に記載されていない。 3 地下水の検査が行われていない。(地下水が取水出来ない状況であった。) 4 許可外品目である廃石膏ボードの混入が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反事実1については、廃棄物を埋立し、即日覆土を実施。H27年6月立入検査時も実施されていた。 ・違反事実2については、改善指導書交付後、適正に記載された。 ・違反事実3については、発覚した月のみ既存設置井戸から取水できない状態だった。その後は既存設置井戸で取水し、検査を実施できていることから、継続監視している。 ・違反事実4については従業員への教育や展開検査を強化し、受入時の制限を実施している。
2	H22年6月 H23年5月 H24年9月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 展開検査 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・H22、H23の文書指導はいずれも、展開検査を実施せず、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物(木くず、紙くず等)が埋め立てられていたもの。 ・H24の文書指導は、定期検査の際に、浸透水採取設備(枡)の出口が土砂で埋まり、溜まり水を浸透水として採水していたもの。 	いずれも改善済み。
3	***	居住制限区域につき事実上休止	立入検査	苦情無し	地下水の異常	最終処分場周縁地下水(下流)の鉛及びその化合物が「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(H9年環境庁告示第10号)の第1項に定める環境基準(以下、「地下水環境基準」)を超過した。鉛及びその化合物: 0.11mg/L(地下水環境基準:0.01mg/L)	事業者が同時期に行った自主測定結果では鉛及びその化合物は地下水基準値以内であったことから、指導終了とした。
4	H24年1月	稼働中	その他	苦情無し	埋立物の違反 擁壁の損壊等	<ul style="list-style-type: none"> ・外周囲いの破損 ・許可品目以外の廃棄物の埋め立て 	<ul style="list-style-type: none"> ・外周囲いの修繕 ・許可品目以外の廃棄物の撤去
5	H25年1月	稼働中	その他 (定期検査)	苦情無し	擁壁の損壊等 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場であることの表示看板の紛失 ・外周囲いの破損 ・許可品目以外の廃棄物の城内への堆積 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示看板の設置 ・外周囲いの修繕 ・許可品目以外の廃棄物の撤去
6	H27年3月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	浸透水の水質について、廃掃法施行規則第7条の9第2項に定める検査を行うこと。	H27年4月以降、浸透水のBOD、CODの検査を月1回実施している。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (2)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
7	H26年11月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	改善指導:許可品目外(木くず)の混入対策	展開検査方法の見直し、覆土材への異物混入の確認
8	H24年11月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	改善指導:石綿含有廃棄物の埋立場所の転圧時の覆土不足、石綿含有廃棄物の埋め立て場所の明示。	転圧時の十分な覆土の確認、石綿含有廃棄物の埋め立て場所をポールにより区画を明示。
9	H21年	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立地の違反 展開検査 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・H21年立入検査において、展開検査未実施、石膏ボード等の埋立不適正物がある、浸透水採取設備の位置が不適正等について指導。 ・H22年に上記指導を受けて増設した観測井で現状調査を実施したところ、基準を超える鉛が検出。原因調査によると、鉛の地下水汚染の原因は、埋立不適正物によるものと推察された。なお、地元の意向を受け、H21年～廃棄物の受入を中止していた。 	H21年当時、廃棄物は埋立区域内の約1/3程度であり、残りの2/3の区域内に展開検査場、遮水シート、集排水管、水処理施設(沈砂、油水分離)を備えた新たな埋立場所を整備した。埋め立てられている廃棄物を展開検査し、がれき類、ガラコン陶は新たな埋立場所に埋立し、許可品目外の廃棄物は埋立不適正物として外部搬出。この工事が完了次第、埋立終了届を提出予定。
10	H26年3月 廃棄物処理業の事業停止命令(90日)及び改善命令	稼働中	住民の通報	苦情無し	埋立物の違反 埋立容量の超過	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の埋立範囲を超えて、廃棄物の埋立を行ったこと。 ・安定型最終処分場の埋立範囲外に、木くず等の安定型産業廃棄物以外の廃棄物を埋立したこと。 	許可範囲を超えて埋立を行っていた部分については、埋設された廃棄物を全量撤去した後、原状回復を行った。撤去した廃棄物についても、適正に処分した。
11	H5年～H27年	埋立終了	住民の通報	苦情有り	埋立容量の超過 その他	<p>[埋立容量の超過] S55年から埋立が行われていたが、H5年8月、地元からの通報により埋立容量超過が判明した。超過した廃棄物の撤去はH10年まで行われたが、その間(H5年10月)に処分業の許可が失効したため、新たな埋立は行われなかった。</p> <p>[その他(排水等基準超過)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出液中の基準が設定されたH11年6月以降、BODの基準が超過していることが判明した。 ・H25年8月には、浸出液及び直近地下水の1,4-ジオキサンが基準を超過していることが判明した。 ・そのため、排水処理施設を設置し、排水の浄化を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H10年には余剰分の廃棄物撤去が終了。また、H25年には覆土が終了し、埋立処分終了届の提出に至っている。 ・排水処理施設の稼働により排水の浄化を行っている。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (3)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
12	H22年1月 産業廃棄物 処理施設使用 停止命令、産業 廃棄物処理施 設改善命令	稼働中	立入検査	苦情無し	区域外埋立 埋立容量の 超過	産業廃棄物安定型最終処分場の埋立処分 の用に供される場所の面積及び埋立容量が法 第15条2の5の規定により許可を受けた面 積及び埋立容量を超過している。	処分場内の廃棄物を掘り起し他の処分場で処 理を行うことにより、埋立面積、容量を許可面 積、容量以内とした。
13	H23年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	安定型最終処分場の浸透水について、地下水 等検査項目を1年に1回以上測定していな い。(法第15条の2の3第1項、一般廃棄物 の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 に係る技術上の基準を定める省令第2条第2 項第2号ホ違反)	地下水等検査を実施し基準値内であることを確 認。
14	H20年度5回 H21年度2回 H22年度1回 H23年度2回 H24年度1回	埋立終了	立入検査	苦情無し	埋立容量の 超過	H19年の計画書で、H20年までに撤去の完 了予定となっているが未完了のため及び産業 廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が不適切 のため行政指導を行った。	過剰に埋め立てた廃棄物を撤去した際のマニ フェストは紛失したとして提出されなかったた め、ボーリング調査により過剰埋立場所に産業 廃棄物が残存していないことを明らかにするよ うに求めた。H25年にボーリング調査結果が提 出され、撤去完了を確認した。
15	H23年度1回 H26年度1回	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	H23年の立入検査で水質検査場所の追加と 頻度、H26年の立入検査でも同様のことにつ いて文書指導を行った。	H26年の文書指導により、それ以降、水質検 査の改善を確認しており、現在適切な水質検 査が実施されている。
16	H25年度1回	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	H25年の立入検査で、維持管理に関する状 況が未公表及び周縁地下水及び放流水の一 部項目が未測定について指導した。	H26年の立入検査で、改善を確認した。
17	H22年度2回 H23年度2回 H24年度5回	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 水処理施設の 異常 擁壁の損壊等	H22年の改善命令に伴い、撤去計画を提出 するも、計画通りに撤去が完了しなかったた め、再度撤去計画を提出。	計画通りの撤去完了とはならなかったものの、 安定型最終処分場での撤去自体は完了した。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (4)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
18	H22年度1回 H24年度2回 H25年度4回 H26年度4回	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 区域外埋立 水処理施設の 異常 擁壁の損壊等 その他	以下の内容を指導 ・(届出せずに)埋立処分場所以外の埋立て ・定期検査での周囲の囲いの設置及び雨水 等の排出設備の不適合及びそれに伴う改 善計画書の未提出 ・許可品目外の搬入 ・最終処分場の掲示板が未修正を指導 ・安定型最終処分場であるにも関わらず、木 くず等有機物の混入 ・非飛散性アスベスト(スレート等)の埋立区域 が明確に区切られていない ・変更届出未提出のまま施設を変更(土地の 形状変更)	現在指導中の案件である。
19	H25年2月	稼働中	住民の通報	苦情有り	その他	処分場内において石綿含有産業廃棄物がフレコンバックに入れられ、埋立予定場所に置かれていたが、覆土等がされていないものを確認した。また、石綿含有産業廃棄物以外のものも覆土等がされていないものがあった。	覆土の実施による(石綿含有)産業廃棄物の飛散防止
20	H27年4月	稼働中	その他	苦情無し	地下水の異常	H25年12月に大阪府が処分場の維持管理状況を確認するため地下水の採水をおこなった。分析の結果、上流井戸で鉛及び、1,4-ジオキサンが下流井戸でほう素が環境基準を超過していた。汚染源として、過去に事業者が浚渫土砂を処分場内に持ち込み、その土砂が汚染されており、地下への浸透の結果、環境基準値を超過した可能性が考えられる。	汚染源と考えられる浚渫土砂の堆積場所への雨水浸透防止及び水処理施設における浸透水の処理などに適切に取り組み、維持管理の技術上の基準の遵守に万全に期すよう指導を行った。現在は1,4-ジオキサンの値を低下させるため、府と地方独立行政法人大阪府農林水産総合研究所と連携し、水処理施設の維持管理について検討を行っている。
21	H23年秋	埋立終了	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	当該処分場はH2年から埋立処分が行われているが、現在安定型処分場に埋め立てできないシュレッターダストや石膏ボードが埋め立てられていた可能性もあり、処分場内から発生した悪臭による地域住民から苦情がでた。	事業者による自主的な取り組みとして、ガス抜き管や脱臭機等の設置、及び埋め立てが終了したこともあり、悪臭の発生が抑えられ地域住民の苦情はなくなった。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (5)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
22	H26年12月 ～H27年1月	稼働中	その他	苦情無し	火災の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年12月中旬、処分場内より出火。(消防によると、出火原因は不明、不審火とは認められていない) ・H27年1月初旬、鎮火確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、確実に鎮火させることを最優先として安全が確認できるまで廃棄物の搬入を自粛すること、24時間体制で現場監視を行い、変化があった際に県に連絡することを指導。 ・年末年始の搬入を自粛するよう指導。年初に現場確認し、鎮火が確認されたことから廃棄物の搬入再開を認めた。 ・事業者に対し文書で厳重注意するとともに、事業者から再発防止措置として水質検査結果の県への報告、展開検査の徹底、覆土の励行、監視体制の強化等に取り組むとの報告を受けた。
23	H26年2月	稼働中	事業者自身による報告	苦情無し	悪臭の発生 その他(浸出水質の悪化)	埋立廃棄物に付着する石膏ボードのクズによる浸出水質の悪化。	<ul style="list-style-type: none"> ・排出元に注意喚起 ・自社の中間処理施設に洗浄施設を設置
24	H24年度 H26年度 H27年度	埋立終了	立入検査	苦情無し	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理で必要な水質検査について、規定の回数が実施されておらず、廃止までの間、維持管理を適正に実施するように指導。 ・現在、設置者には管理能力がないとのことで(資金等)、親戚が経営する会社が管理を行っている。 	H27年度、管理者が自主検査(水質)を実施するとともに、廃止に向けたガス調査等を開始。
25	H24年4月	埋立終了	立入検査	苦情無し	その他	最終処分場の表示がなく、また、埋立て区域を明らかにする杭等がなく、改善を指導。	H24年5月に改善
26	H26年9月	稼働中	立入検査	苦情無し	廃棄物の飛散・流出	廃プラスチック類(処分場の拡張時に地中から発掘されたもの)が覆土されず、長期間にわたり、みだりに放置されていたこと。	指導に従い、計画的に処理した。
27	H26年12月 ～H27年1月	埋立終了	立入検査	苦情無し	その他	浸透水の1,4-ジオキサン濃度の基準値超過	その後の行政検査(H27年2月、3月)及び自主検査では超過なし。(隣接する同社管理型最終処分場の浸出液が、何らかの理由で一時的に流入した可能性があると推測)

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (6)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
28	H23年3月 H24年7月 H27年6月	埋立終了	立入検査 その他	苦情有り	埋立物の違反 展開検査 その他	<p>[苦情]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭・騒音 ・火災の発生(2回) ・豪雨による覆土の流出に伴って生じた濁水の周辺民家への流入 <p>[違反等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年3月文書指導:維持管理基準違反(水質検査の実施、展開検査、雨水排水溝清掃、廃プラ埋立基準遵守) ・H24年7月文書指導:維持管理積立金の未積立 ・H27年6月文書指導:維持管理積立金の未積立 ・浸透水等に係る行政検査結果(基準超過)の通知の度に、改善措置等の報告を求めている。 ・維持管理基準(水質検査の実施、展開検査、雨水排水溝清掃、廃プラ埋立基準遵守)違反 ・維持管理積立金の未積立 ・地下水、浸透水水質の維持管理基準値超過(地下水は上流側、浸透水は基準に適合するよう処理して放流) 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理積立金の未積立は現在も継続。 ・地下水は原因不明のため継続監視中、浸透水は維持管理基準に適合するよう処理しての放流を継続中。
29	H22年12月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	浸透水の自主検査結果が、鉛の水質基準に不適合であったにもかかわらず、産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止等必要な措置を講じず、産業廃棄物の埋立処分を実施。	維持管理対策の徹底
30	H22年9月	稼働中	住民の通報	苦情有り	埋立物の違反	<p>[苦情] 不適正処理をしている旨通報</p> <p>[違反] 当該最終処分場に埋立処分できない廃棄物(安定型産業廃棄物以外の木くず、紙くず、廃石こうボード等)を埋立処分(処理基準違反、維持管理基準違反)</p>	不適正な埋立廃棄物の除去

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (7)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
32	H21年1月	稼働中	立入検査	苦情有り	その他	[苦情] 最終処分場による周辺への水質等影響を懸念して、周辺住民による操業差止訴訟がされている。 [違反等] 当該最終処分場の維持管理に関する計画に定めた排出水の BOD 濃度の数値(20mg/L)を超過(64mg/L)	周辺住民の操業差止訴訟等により稼働していない。
31	H21年9月	施設の廃止・休止・停止 施設許可の取消	立入検査	苦情有り	埋立物の違反	[苦情] 県外産物の搬入が多いことによる苦情 [違反等] 最終処分場の維持管理に関する計画に定めた放流水中の BOD 濃度の数値(20mg/L)を超過(最大 1000mg/L)。当該最終処分場では埋立処分できない木くず、紙くず及び繊維くずを埋立処分。	改善命令違反による許可取り消し
33	H27年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 展開検査	掘り起こし検査の結果、若干ではあるものの、許可外の埋立物があった。	展開検査の徹底を指導。
34	H26年12月	埋立終了・予定	立入検査	苦情無し	その他	立入検査の際に、浸透水の水質検査を実施したところ、鉛が基準を超過して検出された。浸透水の排水設備内に、鉛を含む沈殿物が蓄積しており、検査の際にこの沈殿物が懸濁状態になったため、鉛が検出された。	排水設備の清掃し沈殿物を除去後は、事業者の自主検査及び立入検査においても、浸透水の鉛の基準超過はない。
35	H24年4月	稼働中	立入検査	苦情無し	擁壁の損壊等	産業廃棄物処理施設の定期検査において、埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁に亀裂及び傾きが生じており、構造上安全であるとは認められなかった。	充填工法、補強工法等による修復工事を実施。
36	H22年11月 H27年9月	稼働中	立入検査	苦情無し	擁壁の損壊等 その他	[H22年11月] 行政検査において、浸透水から基準値未満の1,1,2-トリクロロエタンを検出。(検出値0.0006mg/L、基準値0.006mg/L以下) [H27年9月] 安定型最終処分場の囲い(進入口の門扉)の故障	[H22年11月] ・揮発性有機化合物の自主検査の実施 ・展開検査のさらなる徹底(特に廃容器包装の混入の有無について確認) ・有機溶剤等のおいを感じた場合は、必要に応じて検知管による簡易測定を実施 [H27年9月] 門扉を修繕

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (8)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
38	H26年6月	施設の廃止・休止・停止 許可取消	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	浸透水の基準(BOD,COD)を超過。	搬入を自主停止し、水質の改善後、再開。その後法人の破産により許可取消となったが、1月に1回の行政検査で基準を超過するときがある。
37	H25年12月～H26年2月 (産業廃棄物処分業の全部停止60日間)	施設の休止 現在は許可取消し	立入検査	苦情有り	埋立物の違反	破砕処理委託された産業廃棄物であるガラスくず(約27m ³)を貴社の最終処分場(安定型)において、パワーショベルで踏み潰し破砕した際、ガラスくずの中に廃乾電池が混在していることを認識しながら、ガラスくずとともに廃乾電池を当該最終処分場に埋立した。このことは、法第14条第12項(産業廃棄物処理基準)違反に該当する。	H26年2月に産業廃棄物処分業は再開されたが、H27年2月に最終処分場の休止届が提出されており、埋立処理は再開されていない。その後、破産によりH27年7月に許可取消し処分。
39	H25年9月 H26年6月	埋立終了	立入検査	苦情有り	その他	[苦情] 地元住民から浸透水の水質が悪化しているとの連絡があった。 [違反等] 浸透水の基準(COD)を超過	搬入を自主停止し、水質の改善後、再開。現在は埋立が終了し、廃止に向け水質検査を継続中。
40	H25年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	水質検査の未実施	水質検査の実施により、適正な施設の管理を行っている。
41	H25年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	水質検査の未実施	水質検査の実施により、適正な施設の管理を行っている。
42	H26年1月～ (継続中)	稼働中	事業者自身による報告	苦情無し	地下水の異常 埋立物の違反	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度に県が実施した周縁地下水の検査の結果、基準値を超過する鉛が検出された。(その後の調査では超過なし) ・事業者による調査の結果、周辺土壌に由来する鉛が原因である可能性が高くなったが、その調査過程で、過去に埋め立てた廃棄物の中から、木くず、紙くずなどともに、腐敗臭のする黒色の層が確認された。(処理基準違反) 	事業者に対し、確認された処理基準違反の解消について、法第18条に基づく報告徴収により計画等を徴収し、その報告に基づいて指導する方針である。(処理基準違反については、現在指導中である。)

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (9)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
43	H26年7月 ～H27年2月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	[端緒] 県職員の立入検査時に、15cmを大きく超える大きさの廃プラスチック類の受入を確認した。(令第6条第1項第3号り違反) [指導内容] 事業者に対して、概ね15cm以下に破碎、切断等されていない廃プラスチック類については、展開検査の際に受入を拒否するように指導した。また、立入検査時に確認された廃プラスチック類については、持ち帰るように搬入してきた事業者に指導した。	当該事業者は、15cmを超える廃棄物の受入もできるように、廃プラスチック類の破碎施設を新たに導入し、産業廃棄物処分業許可の変更許可を受けた。
44	H17年9月	埋立終了 施設の廃止・休止・停止	***	苦情無し	埋立容量の超過	許可容量を超過して約20,000立方メートルの超過埋立処分を行ったことから、改善勧告等による行政指導を行った後、H17年9月改善命令を発出した。	現在埋立廃棄物を掘り起し、転圧しながら再度埋立をし、超過していた廃棄物を容量内に収める工事中。入りきらずに余った廃棄物は、委託処理することとなっている。
45	H26年度	稼働中	立入検査	苦情無し	その他 (浸透水の基準超過)	浸透水の1,4-ジオキサンが基準値を超過した。原因は過去に廃ペンキの溶剤が蒸発して固まったものを廃プラスチックとして受入れていたが、まだ、1,4-ジオキサンを含む溶剤がその中に残っていたと考えられる。なお、最終処分場の周縁の地下水の1,4-ジオキサンは基準値内であった。	浸透水の1,4-ジオキサンを処理する水処理施設(オゾン処理)を設置した。
46	H26～27年度 H21～27年度	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立容量の超過 その他 (浸透水の基準超過)	<ul style="list-style-type: none"> 埋立容量の超過・埋立容量を超過するほどの量のがれき類を保管と称して、埋立区域に置いていた。なお、当該廃棄物は受託物ではなく、自社物であるとのこと。 浸透水の基準超過・浸透水の砒素が基準値を超過した。埋立事業で使用した覆土か、事業区域近くで保管していた土砂か、又は同じく事業区域近くで行っていた土砂埋立の使用した土砂に砒素が含まれていた可能性が考えられるが、原因は不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立区域に置いてあるがれき類を撤去した。 浸透水の砒素を処理する水処理施設(凝集沈殿処理)を設置した。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (10)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
47	H24年7月	***	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 展開検査	本市の立入検査において、許可品目外である金属くずが埋立処分されていることを確認したため、廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、金属くずの撤去を指導するとともに法第18条に基づく報告を求めたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年9月、排出事業者による撤去作業を開始。 ・H24年12月、金属くずの搬出作業を開始（H27年2月末約800t搬出済）
48	H25年4月 H25年7月 H26年6月	***	事業者自身による報告	苦情無し	区域外埋立 埋立容量の超過	<p>[区域外埋立] 廃棄物処理業者からの報告をもとに、立入検査を実施した結果、埋立区域外の場所に産業廃棄物が埋立処分されていることを確認したことから、当該埋立の経緯等について法第18条報告を徴収し、処分業の一時停止命令並びに処理施設の改善命令及び使用停止命令を行った。</p> <p>[埋立容量の超過] 規則第12条の7の15の規定による報告内容から許可容量の超過が認められたため、法第18条報告を徴収するとともに、市による現地測量を実施したところ、埋立容量の超過(10%以上の増大)の事実を確認したことから、処理施設の改善命令並びに処理業の処分業及び処理施設の許可の取消し処分を行った。</p>	<p>[区域外埋立] 埋立区域外に埋め立てられた廃棄物を全量区域内に搬入した。</p> <p>[埋立容量の超過] H27年9月末時点において、容量超過に係る改善作業は実施されていない状態である。</p>
49	H23年5月	稼働中	立入検査	苦情無し	地下水の異常	本市による産業廃棄物最終処分場水質検査にて、基準値を超える砒素が検出された。	原因を究明し、砒素濃度が基準値以下になるよう対策を講じるように指導したところ、その後の水質検査にて、砒素の値が基準値未満であり改善が見られた。
50	H21年11月	埋立終了	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入検査を行った際、展開検査を実施していない状態の廃プラスチック類が埋め立てられていることを確認した。また、埋め立てられた廃プラスチック類の一部が埋立基準に適合していない状態であった。	展開検査の実施、異物除去後の埋立及び廃プラスチック類を中空の状態でないように15cm以下の物を埋め立てるよう指示し、その対策を改善計画書にて提出するよう指導した。その後、6か月間の業者からの改善報告書により、改善が認められたものとして終了した。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (11)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
51	H22年7月 H26年10月	無回答	立入検査 その他	苦情無し	水処理施設の異常	[H22年7月] 水処理施設の不具合により、最終処分場の維持管理の基準(浸透水の水質に係る基準)に不適合であった。 [H24年10月] 水処理施設の不具合により、最終処分場の維持管理の基準(浸透水の水質に係る基準)に不適合であった。	[H22年7月] 水処理設備を追加し、水質の改善を行った。 [H24年10月] 水処理施設の改善、BOD測定機材を購入し、定期的なモニタリングを行うようにした。
52	H24年12月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	許可品目以外である「木くず」が搬入されているのを確認した。	・木くずを回収して適正に処理を行った。 ・搬入業者へ指導の徹底。
53	H26年11月	稼働中	立入検査	苦情無し	展開検査	・展開検査を行わずに産業廃棄物を埋め立てた。 ・圧縮梱包された廃プラスチック類を開梱することなく埋め立てていた。 ・木・紙などの安定型産業廃棄物以外の廃棄物、概ね 15 cmの大きさを超える廃プラスチック類、有機物が付着したプラスチック製廃容器包装が見られた。	展開検査の徹底による安定型産業廃棄物以外の廃棄物の除去
54	H18年1月 H21年3月	施設の廃止・休止・停止 設置許可取消し	事業者自身による報告 その他	苦情無し	埋立容量の超過	・事業者に対し、最終処分場の残余容量の報告を求めたところ、H17年7月事業者から許可容量を超過しているという報告があった。 ・市が行った測量調査・ボーリング調査により、許可区域以外の埋立が判明したことにより、無許可の施設変更により最終処分場の設置許可及び産業廃棄物処理業の許可取消。	申請範囲を超えて廃棄物を埋め立て処分しており、その範囲は広範囲に亘っており、埋立された区域は、安定勾配等を考えた埋立は行われておらず、無造作に埋立られており、下流にある河川へ廃棄物が崩落することで、河川へ堆積し、河川を堰き止めることで、土砂災害が誘発されるおそれがあった。 このため、事業者に対し、措置命令を発出したが、履行されなかったことから、行政代執行により崩落防止措置の支障除去事業を行った。(現在も実施中)

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (12)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
55	H20年7月 H20年9月	施設の廃止・休止・停止 設置許可取消し	事業者自身による報告 その他	苦情有り	その他	[苦情] 廃棄物の不適正保管 ・許可品目以外の廃棄物埋立 ・不法焼却 [違反等] 最終処分場の容量が最終処分場の上に堆積された廃棄物(木くず)により測定ができないことから、改善勧告書及び改善命令書を発出し、木くずの撤去を求めた。その後 H22年6月、現状における廃棄物の保管量や最終処分場の残余容量を求める報告の徴収文書を発出。回答内容に不備があったことから、市が H23年1月～3月に実施した事業場内外の測量調査・ボーリング調査により、許可面積以上の区域及び許可容量を大幅に超過した埋立が行われていたことが判明したため、設置許可取消処分を行った。	施設の設置許可の取消処分を行ったことにより、当該事業者は事実上倒産状態に陥ったため、事業者による廃棄物の撤去が一部行われているものの、許可容量を超過した廃棄物の撤去の目途は、現状では立っていない。
56	H26年9月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	行政による浸透水の水質検査の結果、BODが150mg/lで、基準値(20mg/l)を超過。	埋設した廃棄物の掘削、エイジングにより、基準値を満足するに至った。なお、その間の浸透水は濁水処理(ばっ気・凝沈)させた。
57	H22年4月	施設許可の取消	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 ガスの発生 その他	浸透水の化学的酸素要求量(COD)の基準値超過。埋立物に不適物が多数混入している。ガス抜き管から硫化水素ガスが発生している。	埋立場内において、硫化水素ガスの発生している周辺について掘り返し作業をし、不適物が確認された場合は除去作業を行った。結果、CODの数値低下、硫化水素ガスの発生が無くなった。
58	H22年6月	稼働中	住民の通報	苦情無し	埋立物の違反	搬入してきた廃棄物について、展開検査を行わず埋立をしていた。立入調査(展開検査)を実施したところ、不適物(未破碎物)の混入が確認された。	展開検査場の設置し毎回搬入物について不適物除去を行う。
59	H22年10月	稼働中	住民の通報	苦情有り	埋立物の違反 ガスの発生	[違反] 悪臭について周辺の住民から苦情があった。 [違反等] 処分場内にて木くず、紙くず等の不適物及び有機物が付着したもの、15cm以下に破碎されていない廃プラスチック類を大量に確認した。有機物が付着した廃棄物をそのまま埋め立てていたため、地中で腐敗していた。ガス抜き管を設置しているが、蓋をして機能していなかった。	展開検査場を設置し、搬入物の廃棄物について不適物除去を行う。埋立られた廃棄物については掘り起こし、除去する。結果、悪臭について、軽減された。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (13)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
60	H24年2月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて硫化水素ガス(高濃度の数値)の発生を確認。浸透水(COD)の基準値超過を確認。	埋立物を掘り起こし空気に触れさせる。その後、がれきと混和し埋立を行う。
61	H25年2月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて処分場内にて、木くずの混入が確認された。	展開検査時の選別の徹底。
62	H26年8月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて浸透水(COD)の基準値超過を確認。	微生物等の資材を用いて処分場内に散布や廃棄物に混和させる。浸透水(COD)の数値が基準値内に収まる。
63	H26年8月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて浸透水(COD)の基準値超過を確認。	微生物等の資材を用いて処分場内に散布や廃棄物に混和させる。浸透水(COD)の数値が基準値内に収まる。
64	H26年8月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて浸透水(COD)の基準値超過を確認。	処分場外からの雨水流入を排除する。埋立物の掘り起こし、空気に触れさせ、埋立を行う。浸透水(COD)の数値が基準値内に収まる。
65	H26年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	立入調査にて浸透水(COD)の基準値超過を確認。	微生物等の資材を用いて処分場内に散布や廃棄物に混和させる。浸透水(COD)の数値が基準値内に収まる。
66	H23年9月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	当該安定型最終処分場から排出される浸透水の生物化学的酸素要求量(BOD)濃度を測定した結果、27mg/lであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条の2の3に規定する一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める技術上の基準に適合していなかった。このことから、当該事業者に改善勧告を発出し、改善するよう指導していた。	維持管理の改善について、以下の講ずべき措置を示した。 ・最終処分場へ搬入する廃棄物の展開検査について厳正に実施すること。 ・最終処分場への搬入を一時停止すること。 効果としては、その後の検査では、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める技術上の基準を満たしていた。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (14)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
67	H23年11月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	当該安定型最終処分場からの浸透水の水質検査をした結果、砒素及びその化合物が 0.099mg/l であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 3 に規定する一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める技術上の基準に適合していなかった。このことから、当該事業者に改善勧告を发出し、改善するよう指導した。	維持管理の改善について、当該社に以下の講ずべき措置を示した。・産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止。・その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。・改善計画書の作成および提出。効果としては、その後の検査では、一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定める技術上の基準を満たしていた。
68	H23年10月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	浸透水における BOD 基準超過。原因は、東日本大震災で埋立地周囲の雨水排水溝が破損し、降雨時に、周辺山林の表面排水が破損部より埋立地に浸透したためと考えられる。	雨水排水溝の修繕後、BOD は低下し基準値を満たしている。
69	H25年7月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	紙くず(ガラスの保管時の破損防止のための新聞紙)、木質チップ入りセメント成形板を埋め立てていた。事業者は廃棄物処理業のほか解体業を営んでおり、解体で発生する廃棄物について現場の分別及び受入時の展開検査が不十分であった。	事業者が従業員教育を実施。当該事案以降も自社の解体業で発生する廃棄物に係る埋立物の違反が見られるが、回数は減少している。直近の立入検査では、違反は見られなかった。
70	H27年6月	稼働中	立入検査	苦情有り	区域外埋立 展開検査 その他	<p>[苦情]</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可された埋立容量を超過しているのではないかと。 埋立作業により粉じんが発生し、周辺環境への影響があるのではないかと。 <p>[違反等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域外埋立:埋立区域外すぐの法面に、金属くず、がれき類が埋め立てられていた。 展開検査:がれき類の展開検査が、埋め立てる場所(穴)に直接投入後、混入物が確認された場合に除去するという方法で行われていた。この方法では、実際には混入した廃棄物の回収が容易に行えない。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立終了した区域と、埋立可能な区域が明確にされておらず、事業者自体も正確に把握できていない状態であった。 	<p>[区域外埋立]</p> <p>速やかに撤去した。</p> <p>[展開検査] 埋めて建て区域外にある展開検査場で、展開検査を行うこととした。</p> <p>[その他]</p> <p>測量を行い、埋立区域の境界に複数のポイント(杭)を設置させ、埋立可能な区域を明確にさせた。</p>

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (15)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
71	H27年8月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反	投入口付近に廃石膏ボード約 2 m ³ が積まれていたもの。マニフェストの確認や展開検査が不足していたと考えられる。	廃石膏ボードは搬出され、適正に処理された。
72	H24年5月	稼働中	立入検査	苦情無し	区域外埋立 擁壁の損壊等 その他	<ul style="list-style-type: none"> 法の規定に違反して、産業廃棄物の埋立処分の用に供する場所を拡張した。(埋立面積が7%増加)・最終処分省令に基づく、適切な地滑り防止工が設けられていなかった。 最終処分省令に基づく施設の維持管理に当たって行った点検、その他の措置の記録を作成していなかった。 	違反事実のすべてにおいて改善が認められた。
73	H26年6月	稼働中	立入検査	苦情無し	埋立物の違反 その他	<ul style="list-style-type: none"> 分別して収集した木くずを、混合物として処分を受け、その処分を他社に委託していた。 石膏ボードを場内で粉砕していた。 	指導内容すべてにおいて、改善が確認された。
74	H25年5月	稼働中	立入検査	苦情無し	その他	<p>H25年5月に行政による水質調査を実施した結果、浸透水で「ジクロロメタン」が「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で定める基準値以下ではあるものの検出されたことから、5月27日に水処理施設を稼働するよう指示した。</p> <p>その後のH25年7月9日に再度行政による水質調査を実施した結果、浸透水でジクロロメタンが省令で定める基準値を超過した。</p>	浸透水のジクロロメタンについては基準値以下になったが、現在も水処理施設は稼働中である。

表 3-2-2 指導・命令事項等の概要 (16)

No	指導の時期	施設状況	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
75	H23 年	稼働中	住民の苦情	苦情有り	その他	<p>[苦情] 白濁した水が農業用水路及び水田に流出しているとの通報。</p> <p>[違反等] 最終処分場から白濁した水を放流し、公共用水域を汚濁したことに對して、行政指導(改善指示書を交付)を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出液について水質検査を行うとともに、改善されるまでモニタリングを行うこと。 ・放流水量の調整を行い、公共水域等の水質汚濁を低減させること。 ・浸出液の場内への返送、ろ過槽の改善等、調整池からの放流水の水質改善のため必要な対策を講じること。 ・再発防止のために、必要な施設整備を図ること。 <p>といった内容。なお水質汚濁の原因については、昭和から埋立を行っている処分場であったため、具体的にどのような廃棄物由来であるかの特定はできなかった。</p>	緊急時の放流水流量調整のための、封鎖壁を設置。毎月実施する BOD 検査に自主基準を設けて、ろ過槽の清掃を実施する。ろ過槽の碎石を入れ替えるとともに、炭を投入して機能の向上を図る。以上の改善を図ったことにより、当該事案以降、水質汚濁事故は発生させていない。
76	H22 年 9 月	***	立入検査	苦情無し	その他	<p>H9 年 12 月 1 日以前に設置した一定規模未満の最終処分場(安定型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透水の検査を実施していないこと。(法第 12 条第 1 項—令第 6 条第 1 項第 3 号—則第 7 条の 9 第 2 項) ・最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目 1 年に 1 回以上 ・生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量 1 月に 1 回以上 	浸透水の検査を実施している。(定められた基準の超過なし)
77	H26 年 4 月	***	立入検査	苦情無し	その他	<p>県の産業廃棄物安定型最終処分場掘削調査実施要領に基づく掘削調査の結果、許可品目外の埋立が判明したもの。</p>	許可品目外の埋立物を掘削除去し、適正処理した。

3-3. 調査から抽出された現状の課題や問題点等

本調査で得られた各自治体が捉えている安定型最終処分場における現状の課題や問題点等を以下に記す。(極力、調査票への回答原文のまま記した。)

A 立地規制関連

- 本県では、安定型最終処分場の設置許可に対し、建設等差止を求めた民事裁判において、法令や維持管理基準を遵守していても、安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の有害物質が混入することが不可避であること、法令で有害物質が安定型処分場に搬入しないよう規制されているものの、現実には有害物質の混入を防ぐには、排出事業者の分別、中間処理場の処理能力や、最終処分場での検査能力に依拠せざるを得ないこと、及び予定地は水源地であり、安定型処分場の立地としては不適切であるといわざるを得ないこと等を理由に、建設差止が認められる司法判断がされた事例がある。こうしたことから、国に対し、廃掃法で「立地に関する基準」として「周辺環境への適切な配慮」を具体的に明示するよう、施策要望を行ってきたところである。
- 産廃処分業の確実・安定的な操業のためには、施設が立地する地域住民の理解が不可欠である。にもかかわらず、地域住民の理解を証するものとしての「地元同意」の取得は法令上求められていない。現在、法令上求められていない地元同意の取得を義務付ける、若しくは地方の裁量で事業者を取得を求めることができる規定を盛り込むことが必要と考える。

B 施設の構造・維持管理関連

- 安定 5 品目のみ埋立できるとしているが、事業者によっては、それ以外の品目についても埋立してしまっている場合があると考えられる。このような問題が生じると、最終処分場全体に対する地域住民の評価が下がり、本来必要な施設であるはずの処分場が立地できなくなるため、安定型最終処分場の基準については厳しくすべきと考える。(ガス発生、浸透水以上を防ぐための埋立方法の見直しなど)
- 本県では、安定型最終処分場の設置許可申請において、地下水質への影響を判断するための適切なモニタリングが困難であり、汚染された浸透水が処分場外へ流出した場合には、広範囲に環境汚染が拡大するおそれがあることを理由に不許可処分にした案件について、事業者から処分の取消しを求める審査請求及び裁判が提起された事例があり、周辺環境への適切な配慮についての統一かつ具体的な判断基準の規定が必要であると考ええる。
- 維持管理基準として「浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質」について水質検査を行うこととされているが、モニタリング井戸の構造や設置場所、深度について具体的な規定等がなく、地下水の流動方向が定まらず適正な位置への設置が困難な処分場があることから、具体的な規定が必要であると考ええる。また、モニタリング井戸の設置などの維持管理基準について、施設許可の要件に加えることについて検討が必要であると考ええる。
- 廃掃法では、異常の早期発見のための手段として、浸透水や周縁地下水のモニタリング等を規定しているが、生活環境影響評価では、地下水の流動の阻害に重点が置かれており、実際に異常が発生し

た場合の生活環境保全のための措置(具体的な方法の検討等)が、許可申請の段階で示されている必要があると考えており、許可申請の審査の中で確認できる仕組みが必要と考える。

- 安定型最終処分場の監視業務において、安定型5品目以外の付着・混入がないか否かを完全に把握することは難しく、また、一旦、地下水が汚染された場合には、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要であり、当県においては行政代執行に至っている事案もあることから、新たに設置する安定型最終処分場については、遮水工や浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど、より生活環境の保全に配慮した構造基準の設定が必要だと考えています。
- 最終処分場の埋立計画について、埋立終了後の法面勾配について具体的な規定がないため、設置者の判断によって急勾配に設定されていても、不適(崩落の危険性がある)とする根拠が明確でないため、改善指導が徹底できない。
- 安定型最終処分場においては、有害物質等を誤って(もしくは意図的に)埋めた場合に処分場外(地下水など)に流出するのを阻止する手段がないため、周辺環境への影響が大きくなる可能性が高くなる。このため、混入などの事故に対応できるような対策を基準として追加することが望ましいと考える。
- 安定型最終処分場に限った話ではないが、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下、「省令」という。)では、最終処分場の維持管理基準として、地下水等検査項目の測定を義務付けており、水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合、措置を講じることとしている。しかしながら、省令では「水質の悪化」という表現のみにとどまり、省令別表第二の基準値と比較した上で判断することが明確に表現されていないため、何をもち「水質の悪化」を判断するのか曖昧となっている。「水質の悪化」を「省令別表第二の基準値に適合しない場合、又は基準値に近づいた場合」という表現に改めていただきたい。なお、廃止基準では省令別表第二の基準値に適合する旨が明記されている。
- 浸透水に係る水質基準値のうち、1,2-ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマーについては、地下水の環境基準に入っているものの、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に入っていない。浸透水は地下に浸透するものもあるが、集水管を通じて、河川など公共用水域に放流されるものもあるため、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の項目と浸透水の基準項目を合わせていただきたい。
- 最終処分場の許可を受けた区画に埋立前の廃棄物が長期間山積みされていることがある。擁壁やえん堤の高さ以下であり、区画内であることから明確な処分基準違反とは言えないことから、ガイドライン等を示していただきたい。
- 浸透水の採取設備については、埋立地底部において浸透水を確実に集水することができるように、集水管の下方部への遮水シートの設置や集めた浸透水を貯留するための貯留ピットの設置など、具体的な設備の構造や設備の設置方式、設置の場所の例を提示してもらいたい。
- 安定型産業廃棄物最終処分場であっても、雨水等が埋立地内部に滞留することで悪臭が発生し、周辺の生活環境への支障が生じるおそれがあることから、当該処分場の構造基準に、廃棄物の層に滞留した雨水等を速やかに集排水できる浸透水採取設備を兼ねた集排水設備の設置について定めてもらいたい。
- 搬入した産業廃棄物の展開検査について、維持管理基準は定められているが、当該展開検査場の構造については規定されていないことから、当該設備の構造基準を定めてもらいたい。
- 周辺地下水及び浸透水の水質検査の頻度について、維持管理基準において地下水等検査項目を一年に一回以上測定することを定めているが、廃棄物の埋立量によっては1年間に埋立が進んでしまう

こと、また、地下水位や地下水質等は季節による変動があることから、当該項目の水質検査の頻度を3ヶ月に1回以上に変更するなど測定の間隔を短くしてもらいたい。

- 現在、最終処分場に係る施設の基準は、「廃棄物処理法施行規則第12条及び第12条の2」、「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日 総理府・厚生省令第1号)」及び「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について(平成10年7月16日 環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下、「運用通知」という。)」により運用されているが、必ずしも具体的な記載ではないため、実際の審査において苦慮している。例えば、運用通知中の「6 構造耐力」の項には「荷重及び外力として自重、土圧、水圧、地震力を(略)採用して擁壁等の安定計算(略)を行い、安全性を確認すること。安定計算の対象としては、基礎地盤の支持力、擁壁等構造物の転倒及び滑動等があり十分な安全率を見込んで行うこと。」とされているが、十分な安全率とはどの程度の安全率を想定しているのか指標がない。また、地震力についてもどの程度の震度に対してまで安全性を担保すればよいのかも不明である。公益社団法人全国都市清掃会議から発行されている「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」においても類似の構造物の設計指針を参考に行うとされており、廃棄物の最終処分場としての明確な数値等が示されていないわけではない。については、全国画一的な審査を行うことができるよう、審査に対する考え方や具体的な指針(設計指針)を示していただきたい。
- 安定型最終処分場において、硫化水素の発生している可能性があることから、維持管理の基準にガスの測定を含むことを要望します。

C 展開検査関連

- 廃掃法においては、安定5品目以外の混入を防ぐため、展開検査の実施が義務化されているが、具体的な基準等が規定されておらず、事業者からも、基準を示すよう求める声があり、また、地域住民の安定型処分場への信頼確保のためにも、具体的な基準の設定や展開検査マニュアル等の制定等が必要であると考えます。
- 安定型最終処分場における展開検査方法及び埋立対象廃棄物の分析・評価方法が不明確であり、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入・付着を排除する手段として十分に機能していない。また、展開検査を行う人材(資格)についても規定がなく、その機能が十分に発揮されていない。
- 千葉県富津市の安定型最終処分場建設差し止め訴訟では、安定型産業廃棄物以外の混入が避けられないことなどを理由として建設差止めが認められる事案や平成22年1月の中央環境市議会意見具申においても、安定型最終処分場は、「安定型5品目以外の(廃棄物の)付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべき」とされているところである。本市においても安定型最終処分場への立入検査時等に安定型5品目以外の廃棄物付着・混入がないか展開検査状況を確認するが、目視での確認には限界があると感じている。
- 展開検査が義務付けられているが、写真や詳細な記録の作成が大変との声がある。処分業者での作業が煩雑にならず、かつ効率よく検査・記録ができるような手法を提示願いたい。
- 安定型最終処分場で処分できる品目が確実にそれだけであることを担保するため、施設の構造基準に展開検査場を設ける旨の規定を要望します。
- 法定の展開検査等では、安定型処分場に埋立可能な廃棄物のみを選別することは困難である。

D 埋立廃棄物関連

- 安定型廃棄物の判定で熱しゃく減量を5%以下にすることとしているが、5%以内であれば安定型産業廃棄物ではないものが混入しても良いとも解釈できるおそれがある。
- 廃掃法施行令第6条第1項第3号の括弧書きで除かれていることにより、安定型最終処分場に埋め立てられない廃棄物があり、その意図は重金属や硫化水素発生の原因物質となる物の埋め立てを防ぐことにあると思われるが、これらの廃棄物以外の廃棄物の埋め立てにより重金属等が混入している例が見られる。
例) 廃石膏ボード以外の石膏、鉛版・プリント基盤以外の金属鉛など(魚網に編みこまれたもの)
- 安定型最終処分場では、展開検査を行うこととされている。しかし、廃プラスチック類やガラスくずなどには、副原料等に有害物質又はその前駆体を使用されたものもある。このような廃棄物は、目視のみによっては埋立の可否を判断することが困難である。浸透水の水質検査により有害物質が検出された場合、埋立物からの溶出が原因の一つとなりうるが、その場合、既埋立物の撤去など改善措置が大掛かりになったり、掘り起こしに伴う埋立地内部の状況の急激な変化による生活環境保全上、深刻な影響が生じるリスクがあるなど、簡便に解決できない事態となる場合もある。そのような事態を未然に防止できる制度の構築(たとえば廃棄物データシート(WDS)の提出の義務付けなど)が望まれる。
- 当県の一般環境中で、軽量発泡コンクリート(ALC)、サイディング材等を再生路盤材として再生利用した現場から硫化水素が発生し、生活環境保全上の支障が生ずる事案が発生しました。ALC やサイディング材は、総体としてがれき類又はガラスくず等(安定型品目)として取り扱われている。これらの廃棄物が安定型処分場に埋め立てられた場合、同様の事案が発生する可能性がある。今後、ALC、サイディング材等の廃棄物発生量の増加が見込まれることもあり、石膏ボードのようにその取扱いについて整理が必要と考えています。
- 現在は再生利用の促進により、安定型最終処分場に埋め立てられる廃棄物のうちがれき類等は減り、専ら再生利用できない廃プラスチック類が主となっている。廃プラスチック類は表面積が広く有機物が付着している可能性が高いと考えられるが、廃プラスチック類の埋立割合が増えたことで、これに付着した有機物の影響がダイレクトに浸透水へ伝わり、急激なスピードで水質の悪化を引き起こすことが考えられる。したがって、従来の性質が安定しており、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれが少ない物を埋め立てるとした安定型最終処分場の各基準について見直す必要があると考える。
- 安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立が認められない安定型最終処分場においても、廃棄物層内において嫌気的狀態が生じ、COD 等が基準を超過する事例が生じている。※当管内においても、廃プラスチック類の埋立が多い安定型最終処分場において当該事例が発生している。また、嫌気的狀態が生じた安定型最終処分場においては、廃棄物層内が高温となる事例も確認されている。安定型最終処分場において嫌気的狀態が発生することを防止するため、処分基準(対象廃棄物及び埋立方法)等を検証・見直すことが必要ではないか。
- 本県の安定型最終処分場は、県外から搬入する産業廃棄物が約7割を占めており、県外から多くの産業廃棄物を受け入れている処分場において、安定型以外の廃棄物の混入が原因と考えられる浸透水の基準超過が発生している。処分場の監視は、立ち入りし、目視等により確認を行っているが、現行の処理基準等では、安定型以外の廃棄物が混入しているかどうかを確認することは困難な状況である。埋立を行うとしている廃棄物が、安定型処分場に埋立ができるかどうかを判断できるより具体的な基準や方法を示していただくか、安定型品目(廃プラスチック類等)の見直しを検討いただきたい。

- 廃プラスチック類や、混合廃棄物を選別した中間処理後物については、有機物が混入するおそれが高く、立入検査時に安定型最終処分場に埋められない旨の指導につながることもある。安定型最終処分場の構造基準が現行のままなのであれば、有機物が混入するおそれのある上記のような廃棄物についても、埋立可能な廃棄物から除外することが望ましいと考える。
- 安定型処分場を有する処分業者より、「鉛含有塗料が塗布された、がれき類(コンクリート片)を安定型処分場に埋立てよいか?」と相談があった。当課の方針としては、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準をクリアしていても、鉛が含有されている廃棄物については管理型処分場への埋立が望ましいと回答した。これらのような、有害金属を含む塗料の取扱いについてガイドライン等を示して頂きたい。
- 土木工事等で生ずる残土に廃棄物が混入していたり、泥上のしゅんせつ土が持ち込まれていることがある。自治体によっては、独自にガイドラインを作成しているところもあるが、安定型最終処分場の基準地等見直しに加え、旧厚生省通知(昭和 46 年 10 月 16 日環整第 43 号)の廃棄物処理法対象外のものについての建設業界他に対するガイドライン等を提示していただきたい。
- 安定型最終処分場に埋立できるものについて、下記の事項を要望します。
 - 1 熱しゃく減量によらず、発生から中間処理段階を含むすべての工程で有機性廃棄物が完全に混入していないことが確実であるもの以外の埋立を禁止すること。(アスコンがらは可能等)
 - 2 廃止できなくなる事態を未然に防ぐため、土壤環境基準を満たすものとし、ロットごとの分析を必須とすること。

E 施設の廃止関連

- 産業廃棄物処分業の許可基準(施設に係る基準)として、当該申請に係る施設を継続的に使用する権限を有しているか確認を行う。当該権限を有されないと判断された場合、業許可がなくなり業に伴う収入が見込めなくとも、廃止までは施設の維持管理を行わなければならない。また、維持管理積立金においては、積み立てが埋立期間や埋め立て量に基づくもののため、取り消し時点等において、廃止までの管理に必要な額が積み立てられているとは限らない。こうしたリスクを低下させるためにも、最終処分場の設置場所は、原則、設置者の所有地にし、施設自体も借用は認めないなどの制度の改善が必要と思われる。
- 平成 9 年改正以前に設置された安定型最終処分場については、過去に埋め立てられたシュレッダーダスト、廃石膏ボード等の影響により浸透水の水質が維持管理基準値を超過していたり、硫化水素ガスが発生しているものがある。このような処分場については、通常以上の維持管理費用を要するとともに、施設を廃止する(廃止基準に適合する)までに相当の期間を要することとなる。維持管理積立金制度が設けられているが、制度の創設以前の埋立分については積立の義務がないことから、維持管理費用が枯渇することが容易に想定され、そうした場合、設置者が(法人の清算等により)維持管理を放棄し、周辺環境に影響を与える事態を招くおそれがある。このような事態を防ぐことのできる法改正が必要である。
- 安定型処分場(他の方式の最終処分場についても)を有していた事業者が、その処分場の廃止手続が完了する前に破産するなどして法人が消滅した場合(埋め立てもほぼ終了しており、今後の利益も望めないため、承継人もいない)、廃止手続を行える者がいなくなるため、当該処分場の法的な廃止が不可能となる。処分場に係る維持管理積立金の取り戻しと同様に、当該法人の旧役員であれば、法人消滅後も廃止手続が行えるよう法改正されたい。

- 最終処分場のダイオキシン類の水質検査の基準の適合状況については、最終処分場廃止の技術上の基準にないことから、規定するべきではないか。
- 最終処分場の廃止基準の一つである埋立地からのガス発生、地中温度については、「ガスの発生がほとんど認められない」、「埋立地の内部が周辺の温度に比して異常な高温になっていない」に該当するかの判断基準の目安を、「廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル(平成元年環境庁)」の改訂等により示していただきたい。
- 平成 10 年 6 月 17 日より前に埋立処分を開始した管理型最終処分場や平成 17 年 4 月 1 日より前に埋立処分を開始した安定型最終処分場については、平成 18 年度より前に埋立処分された廃棄物は積み立てられるべき維持管理積立金から除外されている。積み立てられた維持管理積立金では、埋立終了以降に必要な費用が不足する可能性があるため、平成 18 年度より前に埋立処分された廃棄物についても、積み立てられるべき維持管理積立金の対象に入れていただきたい。
- 着手の 30 日前までに届け出される廃棄物処理法第 15 条の 19 に規定されている土地の形質の変更の届出の内容に基づき、指定区域台帳の「土地の形質の変更の実施状況」の欄が訂正される。しかしながら、欄中の「廃棄物搬出の有無」や「廃棄物の処理方法」については、土地の形質の変更後に判明するものであって、着手前の土地の形質の変更の届出時には分からない。このため、土地の形質の変更に係る事後報告の制度を設けるか、指定区域台帳の「廃棄物搬出の有無」や「廃棄物の処理方法」の欄を削除していただきたい。

F その他

- 安定 5 品目のみ埋立できることとしているが、事業者によっては、それ以外の品目についても埋立してしまっている場合があると考えられる。このような問題が生じると、最終処分場全体に対する地域住民の評価が下がり、本来必要な施設であるはずの処分場が立地できなくなるため、安定型最終処分場の基準については厳しくすべきと考える。(ガス発生、浸透水以上を防ぐための埋立方法の見直しなど)
- 安定型最終処分場については、各地で事業者に対する建設(操業)差止訴訟や自治体に対する許可取消訴訟が提訴されており、先般、本県でも平成 27 年 3 月に行った安定型最終処分場の設置許可に対して、処分場の下流域住民から許可取消訴訟が提訴されたところである。訴えでは、展開検査によって安定型五品目以外の物や有害物質の混入が防止できないこと、プラスチック類等から有害な物質が溶出する可能性があること、遮水工や水処理施設がないため、そのような物が混入した場合に処分場からの排出を防止できないこと等を理由に、下流域の水利に影響が出るとしている。については、「最終処分場に係る基準のあり方検討会業務報告書」において今後の検討課題とされている事項のほか中央環境審議会から「廃棄物処理制度の見直しの方向性」として意見具申された内容等についてさらに検討を進め、必要な法改正を実施されたい。
- 廃棄物処理施行令第 6 条第 1 項第三号への汚泥の埋立基準「含水率 85%以下にすること。」について、汚泥は処分後の埋立地内部で含水率 85%以上に増加することがあり、また、それによる処分場の安定化阻害も懸念される。当該規定は埋立処分の基準としては削除すべきと思われる。

3-4. 自治体へのヒアリング調査

「平成 20 年度最終処分場に係る基準のあり方検討業務報告書(平成 21 年 3 月)」において安定型処分場の課題は以下のように整理されている。

- 埋立物の質等に関する課題
- 安定型品目の見直し(廃プラスチック類について)
- 排出事業者、中間処理業者の責務
- 搬入管理の徹底
- 構造基準の強化
- 維持管理基準の強化

また、平成 22 年 1 月 25 日の中央環境審議会による「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備の観点から、安定型処分場を始めとする廃棄物処理施設が抱える課題として以下 5 点が挙げられている。

- 安定型最終処分場対策の強化
- 廃棄物処理施設の透明化
- 異常が生じた廃棄物処理施設への対応
- 設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策
- 廃棄物最終処分場の施設整備

本調査においても、安定型処分場が抱える課題は前回同様に埋立廃棄物の問題や地下水の異常等の内容であった。また、安定型最終処分場そのものの廃止や、過度な集中を回避するための立地規制を求める意見も多い。反面、現在稼働中の処分場や過去に埋立した廃棄物、施設廃止の問題や課題も残されている。

前述の「安定型最終処分場の実態調査」に対する自治体からの調査回答を精査し、安定型最終処分場が抱える問題や課題の解決に向けた自治体独自の取組事例等をヒアリングした。

その結果を以下に記す。

■ [事例 1] 安定型処分場の掘削調査／自治体 A

(概要)

安定型最終処分場において水質異常があった場合、原因究明が難しい問題がある。そのため、H25 年より県内 19 ヶ所の安定型処分場に対して令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する産業廃棄物処理基準に適合しているかを確認するための掘削調査を年 4 ヶ所の頻度で実施している。

(掘削調査方法)

- 処分場内でランダムに選んだ箇所(10m×10m)を 3m の深さまで重機で掘削する。
- 掘削物は目視チェックの他、重量ベースの組成分析や必要に応じて熱しやく減量を分析する。
- 掘削結果は、有識者・専門家 6 名から構成される専門委員会で判定される。
- 掘削調査時には専門委員 1 名が立ち会う。
- 調査結果は、良否に関係なく県の HP で公開している。

■ [事例 2] ベントナイト等による安定型最終処分場の不透水性構造／自治体 B

(概要)

H10年に県の公共関与型処分場でベントナイトを用いた不透水性構造の導入を開始し、H25年に条例を改正して安定型最終処分場の構造・維持管理基準にベントナイトを用いた不透水性構造を盛り込んでいる。この基準は新設や既存施設の拡張時に適用されるものであり、現在第1号の施設が稼働している。

(基準例)

最終処分場の構造等に関する個別の基準

- 2 安定型産業廃棄物の最終処分場の構造等に関する基準は、前条に定めるもののほか、次によること。
 - 一 埋立地底面には、厚さ百五十ミリメートル以上のベントナイト等による不透水性の構造が設けられていること。
 - 二 埋立地底面には保有水等集排水設備を設け、次に掲げる構造とすること。
 - イ 堅固で耐久力を有する管渠とすること。
 - ロ 配置は、原則として本線及び支線によって構成される枝状であること。
 - ハ 本線の有効内径が五百ミリメートル以上、支線の有効内径が二百ミリメートル以上とし、有孔管又はこれと同程度の集排水能力を有すること。
 - ニ 集排水を有効に行うことのできる勾配、配置等であること。
 - ホ 区画を仕切って埋め立てる場合は、区画ごとに保有水等を集排水できる構造であること。
 - 三 前号の保有水等集排水設備の設計に必要な保有水等の量は、次の式による浸出液量に前条第一項第五号によって算出された地表水量を加えること。ただし、雨水及び地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる措置が講じられていると知事が認めた場合は、この限りでない。
 - イ オープン型の場合
$$Q=1/1,000 \times C \times I \times A \times F_s$$

Q 一日当たりの浸出液量(立方メートル/日)
C 浸透係数(〇.八)
I 降水量(百ミリメートル/日)
A 埋立地面積(平方メートル)
Fs 安全率(二.〇)

 - ロ クローズド型の場合は、計画散水量の五十パーセント以上であること。
 - 四 最終処分基準省令第二条第一項第三号ハに規定する採取設備を設ける場合にあつては、次に掲げる措置が講じられた井戸とすること。ただし、第二号に規定する保有水等集排水設備が設置され、かつ、浸透水の採取が適切に行えると知事が認めた場合は、この限りでない。
 - イ 有効内径が百ミリメートル以上であること。
 - ロ 帯水層部にストレーナが設けられていること。
 - ハ 上部を密閉でき、孔内への表土又は異物の混入が防止できるものであること。
 - 五 前項の規定(ただし、第一号ロを除く。)は、安定型産業廃棄物の最終処分場において、遮水工が設けられている場合について準用する。

■ [事例 3] 安定型最終処分場に関する見解／自治体 C

- 地理的に良質の砂利が採取できる地域であり、結果、その跡地に産業廃棄物処理施設が集中している現状がある。廃棄物処理業者にとって不利益とならない程度の立地規制も必要と考えている。また、産業廃棄物施設の設置に監視、過度に規制が厳しい自治体を避けて、規制の緩い自治体に集中している現状がある。法を正しく理解、運用している自治体にとって不利益ではないかと考えている。
- 安定型埋立処分場においては廃プラスチック類系の違反が多く、県としては展開検査を重視している。また、処分場内部が嫌気性化することを回避するため、廃プラスチック類の投入量・割合を減らすなど、処分場内の水捌け(通水性)を良好にするよう廃棄物処理業者に指導している。また、水質異常等が発生した場合、廃棄物処理業者側から微生物資材の活用への申入れがある場合がある。原則、安定型処分場への有機物の投入は認められないが、水質悪化の予防策や悪臭対策として試験的に認めている。

■ [事例 4] 埋立物に関する見解／自治体 D

- 昨年、がれき・ガラス屑等の破碎処理後の再生物（RC 材）を埋戻材として工事現場に投入した際、近隣の田んぼから硫化水素が発生する事案があった。処理施設に搬入されたがれき等を排出者毎に分析した結果、いずれも硫酸イオンが最大 300ppm 検出された。工事現場に投入された再生材は木くずや紙くずが混入して品質管理が不十分などとして、県は再生材ではなく産業廃棄物の投棄に当たるとし、廃棄物処理業者に対して 90 日間の事業停止処分としている。また、工事現場に投入された再生材は現在全て撤去されている。
- ALC やサイディング材は、H23 年 3 月 30 日環産廃第 110329004 号において安定型産業廃棄物として取り扱うことができない旨は通知されている。また、ALC やサイディング材が路盤材として利用される比率は低いですが、法体系上、同様の汚染事故が発生する可能性は否定出来ない。有機物の複合物であるサイディング材等に関して、通知等の法整備が必要ではないか。

■ [事例 5] 廃棄物処理計画の改訂／自治体 D

県外発生 of 産業廃棄物の搬入状況において、埋立処分を目的としたものが大幅に増加傾向にあり、重量ベースで 3 分の 2 を県外産業廃棄物が占めている現状がある。

現在の状況のまま推移すれば、平成 32 年度には安定型最終処分場の残容量が枯渇する見通しであることから、県の廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理施設の整備方針を以下のとおりとしている。

- 県外産業廃棄物に対しては、従来通りの事前協議の厳正な運用を図る。
- 従来どおり、搬入量等に応じた環境保全協力金の納付を求める制度を図る
- 県内における産業廃棄物の適正な処理体制や施設整備を行う。

第 4 章 許可不要施設の実態調査

4-1. 行政指導・命令を行った事案件数

本調査で回答があったもののうち、指導の対象となった産業廃棄物の許可不要施設は、都道府県所管で 22 施設、政令指定都市等の所管で 29 施設の合計 51 施設であった。

その内訳を「表 4-1 行政指導・命令等の事案件数」に記す。

	自治体数	事案件数
都道府県	17	22
政令指定都市等	17	29
合計	34	51

表 4-1 行政指導・命令等の事案件数

4-2. 指導・命令の内容

本調査の結果得られた指導・命令の原因事項の内訳を「表 4-2-1 行政指導・命令等の事案件数内訳」に記す。また、その概要を「表 4-2-2 指導命令事項等の概要」に記す。

指導・命令の原因事項	都道府県	政令市	合計
処理能力の超過	2	5	7
施設の損壊等	3	1	4
汚水等の地下浸透	3	2	5
放流先、水処理施設の異常	0	2	2
悪臭の発生	9	6	15
ガスの発生	0	1	1
水処理施設の異常	0	1	1
騒音・振動の発生	0	1	1
廃棄物の飛散・流出	3	12	15
火災の発生	0	0	0
その他	9	10	19
合計	29	41	70

注) 指導・命令を受けた 1 事案に対して、原因事項が複数ある場合もある。

表 4-2-1 行政指導・命令等の事案件数内訳

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (1)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
1	H26年5月	肥料の製造	汚泥 動植物性残さ	立入検査	苦情有り	施設の損壊等 汚水等の 地下浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理過程から生じる汚水が雨水排水路に流出している。 ・施設の床面が破損し、汚水が流出している。 ・保管場所以外に廃棄物が保管基準に適合しない状態で保管されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反事実1については、汚水流出箇所であった施設の外壁及び床面をモルタル及びコンクリートで補修し、汚水が流出しないよう改善された。 ・違反事実2については、保管場所以外の場所から全量を撤去し、保管基準に適合した状態で保管されている。
2	H26年11月	発酵 (堆肥化)	汚泥 動植物性残さ 動物のふん尿	立入検査	苦情無し	汚水等の地下浸透	堆肥化施設から生じる汚水は、側溝により集水して沈殿槽で固形分を除去後用水路に放流している。堆肥化施設はコンクリート舗装し、L字擁壁を設置することにより汚水の流出、地下浸透が防止される構造となっているが、経年劣化により隙間が生じ、コンクリート舗装されていない地表面に汚水が流出し、地下浸透していた。	応急的に土嚢等を用いて、地表面への流出防止をするように指導した。平成27年に施設を補修した旨連絡があり、状況を確認する予定である。
3	H27年9月	発酵 (堆肥化)	汚泥 動植物性残さ	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	未完熟の堆肥を周辺農家に配布し、悪臭が問題となっていた。	完熟した堆肥を配布するように指導した。
4	H22年8月	破碎 切断 溶融固化	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、紙くず、木くず	立入検査	苦情無し	その他	処分業の許可がないにもかかわらず、発泡スチロールを溶融固化施設で処理していたこと。	上記の事項に関する始末書を提出し、変更許可申請により平成23年9月付で発泡スチロールの溶融固化の許可を取得した。
5	H23年6月	焼却	紙くず 木くず 繊維くず	立入検査	苦情無し	廃棄物の飛散・流出 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保管数量を超えていること。 ・燃え殻が事業場外に飛散・流出していること。 ・保管している廃棄物が水路に飛散・流出していること。 	時間を要したが改善した。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (2)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
6	H22年1月 H23年1月 H24年7月 H26年3月	固形化	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、鉱さい、がれき類、ばいじん	立入検査	苦情有り	その他	<p>処理後の製品の性状に関する立入検査の結果、ダイオキシン類が土壤環境基準に適合していなかった。</p> <p>[処理工程]</p> <p>① 産業廃棄物にセメント、効果剤及び水を添加して混合(バッチ式)</p> <p>② ペースト状となったものを型枠(プールのように大きい)に流し込んで固化(一次養生)</p> <p>③ 重機による荒破碎(一次破碎)の後、4週間養生(二次養生) (荒破碎の目的は、一次養生物を重機により他の場所に移動させるため(次のバッチ分を流し込めるように型枠内を空ける必要がある))</p> <p>④ クラッシャーによる破碎(二次破碎)、粒度調整</p> <p>処理後の物(製品)は、碎石に類似した性状となり、土木資材として売却している。その用途から、製品の性状は土壤環境基準に適合する必要があるが、当該基準に適合しないものは、その用途においては廃棄物である(可能性が高い)。そのようなものが土木資材として売却されることは、不法投棄及び環境汚染の原因となるリスクを大きく含んでいる。受入物及び製品の性状確認体制が十分でないことが原因であったことから、受入物の有害物質検査結果の事前の確認、受入物の限定、処理工程における抜き取り検査等を行うこととした。</p>	今後、再度立入検査を予定。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (3)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
7	H25年9月	発酵	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 動植物性残さ 動物のふん尿	住民の通報 立入検査 市町村の 通報	苦情有り	悪臭の発生	[概要] 処理基準違反のおそれ(発酵施設から発生する悪臭により、生活環境の保全上の支障が生じているおそれがある。) [問題点] 悪臭は感覚公害という特性があり、また、当該施設の設置場所が悪臭防止法の規制地域外であるため規制基準がないことから、「生活環境保全上の支障」に係る認定の判断が難しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造及び維持管理の改善による発酵施設建屋の密閉性の向上→実施済み ・脱臭設備の増設→実施中
8	H18年度 ～H27年度	堆肥化	汚泥 動植物性残さ 動物のふん尿	市町村の 通報	苦情有り	悪臭の発生 廃棄物の 飛散・流出	廃棄物処理業者が、家畜のふん尿や野菜くずから堆肥を作り、同じ代表者が経営する別会社に販売している。その後、別会社で家畜のふん尿と購入した堆肥をブレンドして再度肥料化处理を行っている。ブレンドした堆肥は、品質が悪く販売先が少ないため大量に野積みされ、悪臭を発生させている。また、大雨の際に、野積みされた堆肥が河川へ流出したことがある。	悪臭及び河川の流出防止のために、堆肥にブルーシートをかけている。
9	H19年 ～H27年	堆肥化	汚泥 動植物性残さ 動物のふん尿	住民の通報	苦情有り	処理能力の 超過 悪臭の発生 施設の損壊等	処理施設の発酵槽の故障と、廃棄物保管量超過の違反がある。また、平成26年度までは、保管している堆肥の悪臭による住民からの苦情があった。	廃棄物の保管量は減少している。また、消臭剤散布、脱臭装置により平成27年度は、臭気は基準値以内となっており、悪臭の苦情は来ていない。
10	H24年11月	蒸留 油水分離	廃油 特定有害 廃棄物(廃油)	市町村の 通報	苦情無し	廃棄物の 飛散・流出	[概要] 特別管理産業廃棄物であるジクロロメタンを河川に流出させたことにより、特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った。(法第14条の4第12項違反) [問題点] 処理装置の誤操作に対する安全対策がとられていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・処理装置の誤操作対策(インターロック)が取られた ・事故等により処理施設から廃棄物が流出した場合、その全量を貯留できる防油堤に変更された(以前は消防法の規定による防油堤)。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (4)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
11	H24年10月 H26年	堆肥化	汚泥 動植物性残さ 動物のふん尿	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な廃棄物処理法違反事項はなし。 ・操業当初から地元住民による悪臭の苦情あり。・県において継続的に監視・指導を行い、事業者においても改善対策を実施してきたが、地元住民からの苦情はなくならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月までに、臭気が外部に漏れないよう発酵棟の密閉化、吸込みダクトの増設、脱臭装置の改善・整備等が実施された。 ・平成26年の更新許可に当たり、施設の処理能力の見直しや、臭気の定期的な測定等を含む施設の維持管理マニュアルの作成など、臭気低減に向けた取組が実施された。 ・平成26年7月以降、地元住民からの苦情は発生していない。
12	H18年6月 ～H20年8月	破碎 圧縮 破碎 生物処理	汚泥、廃油、 廃酸、廃プラ スチック類、金 属くず、ガラ ス・コンクリ・陶 磁器	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	<p>生物処理の過程において、処理能力を超える成分の産業廃棄物を受け入れたこと(事前にサンプル調査した廃棄物と実際に受け入れた廃棄物の成分が大きくかけ離れていた)により、悪臭防止法の規定を大きく超過する悪臭を発生させ、周辺事業所より、仕事が出来ないなどと苦情が寄せられる。</p>	<p>事業者より、悪臭の原因と対策(消臭装置の新設、廃棄物受け入れ前の検査、持込時の検査の実施、悪臭発生時の緊急対策(日常点検の徹底、薬剤の常備)が柱)をまとめた改善計画書を提出。現在悪臭は発生せず、苦情もなし</p>
13	H23年4月	圧縮 ・切断	廃プラスチック類、ゴムくず、 金属くず、ガラ ス・コンクリ・陶 磁器、がれき 類、木くず	立入検査	苦情なし	その他	<p>高圧受電設備改修交換工事に伴って発生した廃コンデンサ(内部に当該事業者で処分することができない絶縁油を含むもの)の処分を、当該事業者が処分を受託し、事業場で処分したもの。 この行為は、廃掃法第14条の2第1項の規定に違反する行為(産業廃棄物処分業の無許可変更)である。事業者が処理を受託する産業廃棄物の性状確認を怠ったこと、排出事業者に必要な情報の提供を求めていなかった点が問題であり、今後は適切に対応するよう指導したもの。</p>	<p>平成23年5月16日厳重注意文章発出。</p>

4-2-2 指導命令事項等の概要 (5)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
14	H23年7月	焼却	紙くず 木くず 繊維くず	住民の通報	苦情有り	その他	廃棄物を燃焼室へ投入する際に煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されるとともに、煙突から黒煙が排出されていた。燃焼室内の温度が500℃前後であった。施設の運転管理方法に問題が認められた。	環境大臣の定める方法焼却の方法の遵守により改善した。
15	H24年12月	発酵による肥料化	汚泥 木くず 動植物性残さ 動物のふん尿	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	[苦情] 廃棄物処理業者が、農地に肥料として汚水処理場から発生した残渣物を搬入し、悪臭が発生している。 [違反等] 肥料化処理が十分でない肥料化未完了物を施肥しており、廃棄物の不法投棄のおそれがあった。	肥料化の処理工程や肥料の品質について見直された。
16	H24年3月	破碎 成形 圧縮 溶融	廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず 紙くず 木くず 繊維くず	住民の通報	苦情有り	その他	[苦情] 当該施設は最近稼働していないのではないか。 [違反等] 木くず保管数量の上限 112トンに対し、約3倍の341.8トン(容量1,663.5m ³)の木くずを保管。	保管量超過を改善。
17	H23年2月 (事業停止20日間)	セメント 混練固化	汚泥	住民の通報	苦情無し	汚水等の 地下浸透	側面が一部欠損し、底面・側面ともに遮水措置がなされていない不適正な保管施設において、含水率の非常に高い建設汚泥を保管していた。	その後において、同様の不適正保管は確認されていない。
18	発見の都度	発酵	汚泥 木くず 動植物性残さ 動物のふん尿	立入検査	苦情無し	悪臭の発生	搬入・搬出など正当な理由がないにもかかわらず、施設入口シャッターを開放したことで、周辺に悪臭を漏洩させたため、「常時シャッターを閉めて、悪臭の漏洩を防止すること。」を行政指導した。	シャッターを閉鎖することで、悪臭漏洩は一定防止できる。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (6)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
19	H24年11月	破砕	ガラス・コンクリ・陶磁器	市町村の通報	苦情無し	その他	他行政区が行った、排出者に対しての産業廃棄物管理票の調査過程において、「最終処分を行った場所」の記載のない管理票(E票)があったため、通報があった。 通報を受け、当方が管理票を返送した中間処理業者に対し立入検査を実施したところ、石膏ボードの処理後廃棄物が大量に保管されていた。資金難で処理後廃棄物の搬出が滞り、石膏ボードの処理後廃棄物が大量に保管されていた。排出事業者からマニフェストの返送を求められ、最終処分が完了していないにも関わらず、E票を返送した。	指導後、処理後廃棄物の搬出が確認され、最終的にすべての処理後廃棄物が搬出された。
20	H24年7月 H27年5月	破砕 (移動式) 破砕 (移動式兼用)	木くず	事業者自身による報告 立入検査	苦情無し	その他 (産業廃棄物 処分業無許 可変更)	同社は、動物のふん尿の処理に関する許可を有していないにも関わらず、平成23年11月から平成24年5月の間に、排出事業者から鶏糞の無償取引を行っていた。 同社は動植物性残さの処理に関する許可を有していないにも関わらず、平成18年度から、費用を貰い受けて茶粕等の混合物を養土原料の目的で、木くずの破砕後物に混入していた。	<ul style="list-style-type: none"> 鶏糞は、廃棄物処理業者の堆肥の製造工程において必要であるため、排出事業者との間で、売買契約書により購入をすることとなった。その後、平成24年度末まで、同事業者との取引状況を確認したが、有償取引を継続していた。しかし、平成27年2月に同様の違反が判明したことから、同年5月、再度文書による指導を実施した。 排出事業者は、従来から廃棄物処理業者以外には茶粕等の混合物を販売しており、今般の指導により廃棄物処理業者は、今後取引形態を変更せざるを得ない場合に備え、動植物性残さの発酵の許可取得を計画している。 なお、現在のところ指導以降、排出事業者と会社との間で取引実態はない。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (7)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
21	H25年9月	発酵	汚泥、廃油、木くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿	***	苦情有り	処理能力の超過 悪臭の発生 施設の損壊等	発酵施設から発生する臭気が、敷地境界で悪臭防止法に基づく規制基準値(臭気指数 21)を超過しないよう施設を改善すること。	廃棄物を処理能力以上に受け入れていた、また、悪臭の原因となりやすい鶏糞などを受け入れていたことから、適正な量を受け入れるよう制限するよう指導した。また、事業者が屋根を設置等、開放部分を極力減らすことで改善が見られた。
22	H23年7月	造粒固化	汚泥	その他	苦情無し	汚水等の地下浸透	<p>当該処理業者が中間処理を受託した産業廃棄物(建設汚泥)を未処理のまま場外製品保管場所に不適正に保管している旨の通報が本市にあった。当該処理業者の中間処理施設において処理した改良処理後の汚泥を十分に養生せず流動性を呈した泥状のまま、底面が不透水性ではない保管場所に保管していたことが発覚した。</p> <p>[違反事実の概要] 汚水が生ずるおそれがある汚泥を底面が不透水性の材料で覆われていない場所に保管する行為を継続的かつ故意に行ったことは、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ロ(1)において第3条第1号の規定の例によることとされた産業廃棄物処理基準に違反するものと判断した。</p> <p>[問題点及び指導状況] 当該違反行為は、泥水等の流出や地下浸透など生活環境への影響を及ぼすおそれがあったことから、当該処理業者に対し、当該汚泥を除去するとともに、当面の間、改良処理後の汚泥に係るコーン指数の試験結果を本市に随時報告するよう文書による指導を実施した。</p>	本市の指導を受け、処理事業者は、直ちに当該製品保管場所への搬入を中止するとともに、泥状を呈した汚泥にシート養生を行い、翌日、当該処理業者の中間処理施設に戻し、汚泥処理土の品質基準(コーン指数:400kN/m ³)に適合するよう再養生した。また、当該造粒固化施設(中間処理施設)において、薬剤(固化材及び吸水ポリマー)の添加率設定を変更し、品質基準に適合した汚泥処理土を製造できる運転方法とした他、従来怠っていた日品質試験の徹底を図った。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (8)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
23	H26年9月	堆肥化	動植物性残さ 動物のふん尿	立入検査	苦情有り	その他	懇意にしている養鶏業者に頼まれて、仕方なく大量の鶏ふんを受け入れ、中間処理として許可を受けている敷地以外に野積みした。このことは許可の条件に違反する。中間処理場内の悪臭は酷かったが、当該中間処理場の近隣に民家はなく、苦情は発覚の端緒となった1件以外なかった	指導後、改善に至るまでに期間を要したが、当該中間処理業者は改善勧告に従って、野積みしていた産業廃棄物(動物のふん尿)を適正に処理し、およそ1年後に改善作業が完了した。その後は、産業廃棄物を保管(野積み)することなく稼働している。
24	H26年1月	造粒固化	汚泥	立入検査	苦情有り	廃棄物の 飛散・流出	[苦情] 汚泥飛散による建物や自家用車の汚損。 [違反等] 敷地境界にある飛散防止ネットの破損等。	敷地境界の擁壁を高くする等したことで、飛散防止効果が見られた。
25	H24年度	バイオガス発酵	動植物性残さ	住民の通報 市町村の 通報	苦情有り	放流先、水 処理施設の 異常	[苦情] 悪臭のする黒い水が河川に流出した。 [概要] 近隣住民より用水路から流れてきた汚水が河川に流入していることが確認・報告され、脱水施設に立入検査を実施したところ、汚水配管の点検口の蓋部分が破損し、汚水が雨水側溝に流出。約3立方メートルの汚水が、その先の用水路から河川に流出した。 [問題点] 脱水施設が正常に稼働しておらず、排水処理設備の維持管理も不適切な状態で、申請された内容と異なる状態で稼働されていた。	事業者に対し、汚水流出の対応、適切な廃棄物の受け入れ、維持管理の徹底等を求めた。
26	H25年7月	粉碎・圧縮・選別	廃プラスチック類、ガラス・コンクリ・陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	立入検査	苦情無し	処理能力の 超過	平成25年6月に法第19条第1項の規定により事業場の立入検査を実施した結果、合計2,038.38立方メートルの数量の産業廃棄物等の保管が産業廃棄物処理基準に適合していないと認められた。これを理由に同年7月に廃棄物処理業者に対し改善命令を発出した。	平成25年7月に上記改善命令の履行を確認した。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (9)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
27	H25年2月	粉碎 ・圧縮	廃プラスチック類 紙くず 木くず	***	苦情無し	処理能力の 超過	H22年10月、事業場内に保管する産業廃棄物等が許可保管容量を超えていたため、改善命令を発出した。この命令については同年11月、履行が完了したことを確認した。 しかし、H23年11月に立入検査を実施した結果、合計1,065.04立方メートルの産業廃棄物等が許可保管容量を超えていた。これらの産廃物の放置等を理由にH25年2月許可取り消し処分を実施し、また、H25年2月に廃棄物処理業者に対し改善命令を発出した。	定期的に搬出するよう指導中。平成27年9月末現在総搬出量ガラス陶磁器くず5,610kg、がれき類4.5立方メートル
28	H24年9月	堆肥化	汚泥 木くず 動植物性残さ 動物のふん尿	その他 (隣接事業者からの通報)	苦情有り	悪臭の発生	[苦情] 土日や夜間で、脱臭装置が停止していることがあった。 [違反等] 脱臭装置で使用している活性炭の管理が不足していた。(活性炭の劣化が進んでいたが、交換を怠っていた)	・土日や夜間を含め、脱臭装置の連続稼働の実施。 ・脱臭装置の機能点検等の実施 ・新たな脱臭装置の追加等
29	H24年度	堆肥化	汚泥 木くず 動植物性残さ	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生 その他	・苦情内容は堆肥化処理を行って製造した堆肥を、別の事業場で保管しているが、その場所からのおいやはエの発生が見られる。堆肥の製造が良好でない(処理がうまくいっていない)ことから、臭いやハエが発生しているのではないか。 ・受け入れる廃棄物の調整がうまくいっていなかった(含水率の高い廃棄物の量が多いと、良質な堆肥化が行われないことが、のちに判明)・発酵に必要な温度の管理や発酵機関等の確認が、作業者のほうで十分に行われていなかった。	受け入れる廃棄物等を見直した結果、良質な堆肥の製造が行えるようになった。その結果、堆肥の保管場所からの臭い等に対する苦情はなくなった。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (10)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
30	H27年5月	改質固化	汚泥	立入検査	苦情無し	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・処分後産業廃棄物について、50%以上の勾配で保管している状態であった。 ・処分後産業廃棄物について、申請書に記載された保管量を超過している状態であった。 	指導事項の改善確認(平成27年10月)。なお、平成27年9月付廃止届提出済。
31	H25年5月	破碎選別	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	立入検査	苦情無し	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・処分業許可申請に係る配置図通りでない状態であった。 ・処分前産業廃棄物の保管場所の高さについて、産業廃棄物処分基準を満たす高さでない状態であった。 ・受け入れた廃棄物を処分していない状態であった。 	指導事項の改善確認(平成25年6月)
32	H25年5月	選別	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	住民の通報	苦情あり	廃棄物の飛散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ・選別機から発生する粉じんが飛散していた。 ・事業場の土間の埃が搬入・搬出車両により巻き上げられ、近隣に飛散していた。(散水不足及び場内の清掃不足が原因であった。) ・管する産業廃棄物に対して十分な散水ができていない。 ・処理した産業廃棄物(選別後物)が過堆積されていた。 	場内の清掃及び散水が徹底され、保管する産業廃棄物が産業廃棄物処理基準で定める保管量以下まで撤去されたため、是正以降、粉じん等に関する苦情はない。
33	H25年4月	選別 破碎 固化 脱水	汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	住民の通報	苦情有り	廃棄物の飛散・流出、その他	<p>[苦情] 事業場から発生する埃の苦情 [違反等] 土質改良機(固化)の処理後物(改良土(製品))を保管する事業場から粉じん等が発生し、周辺の農作物に被害が及んでいる旨の苦情あり。※土質改良機(固化)で処理した汚泥処理後物(改良土(製品))は、処理施設設置事業場とは別の事業場で保管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良土(製品)を保管する事業場から粉じんが飛散する。 ・処理施設から保管事業場への搬入及び搬出する際に粉じんが飛散する。 	保管事業場の散水、運搬車両のタイヤ洗浄等の粉じん飛散防止策を講じさせてから、粉じん等に関する苦情はない。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (11)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
34	***	濃縮回収	廃酸	事業者自身による報告	苦情無し	廃棄物の飛散・流出施設の損壊等	当該事業者は、産業廃棄物処分業及び特別産業廃棄物処分業に係る事業場内の中間処理施設において、処分受託物(廃硫酸)に係る処分前物保管施設の一部が破壊し、特別管理産業廃棄物に該当する廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下)を流出させたもの。	事故原因となった処分前物保管設備の更新、産業廃棄物の保管施設をはじめとする各設備の日時点検体制の強化等の対応により安定稼働を期待したが、施設の老朽化に伴い、多岐に渡る施設内の各設備の修繕を要する事態に陥り平成 26 年 3 月に事業の廃止をするに至った。
35	H22 年 8 月	選別 破碎	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	住民の通報 立入検査	苦情有り	廃棄物の飛散・流出騒音・振動の発生その他	資金難等の理由により、建屋内に多量に廃棄物を保管し、保管できなくなった廃棄物を屋外に保管するようになった。それに対し、周辺住民は、屋外保管によるほこりの発生や騒音・振動に対して苦情を申し立てるようになった。 [違反内容・問題点] 建屋外での処理に伴い、産業廃棄物の飛散流出のおそれがある。 ・法第 12 条第 1 項産業廃棄物処理基準違反 ・法第 14 条の 3 第 3 項許可の条件違反 ・[行政処分等内容] ・法第 19 条の 3 第 2 項改善命令(処理基準違反) ・法第 14 条の 3 第 3 項事業停止命令(許可の条件違反) ・法第 18 条報告の徴収(委託計画書、マニフェスト、帳簿等)	行政処分(改善命令、事業停止命令)を行ったが、上記の違反状況が改善せず、報告の徴収に対しても、報告がなかった。以上により、改善命令違反及び法第 18 条報告拒否により、産業廃棄物処分業許可を取消した。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (12)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
36	H23年6月	焼却	廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、廃油、感染性産業廃棄物	立入検査	苦情無し	廃棄物の飛散・流出 処理能力の超過	<ul style="list-style-type: none"> ・処理受託した感染性産業廃棄物を保管庫外に保管。 ・焼却施設から排出した焼却灰を保管場所外に保管、詰込み作業中に事業所内側溝に流出させたにもかかわらず、撤去等の措置を講じなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性産業廃棄物の保管庫の増設。 ・焼却灰の詰込み作業時の飛散及び流出防止措置の徹底。
37	H26年3月	焼却	紙くず 木くず 繊維くず	立入検査	苦情無し	その他	立入検査において、焼却施設の煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン特別措置法で定められている基準値を超過している。	焼却炉の構造的な点検により、冷却水漏れが判明。補修し、その後の自主検査において、基準値内の数値に収まる。設備の点検の強化により再発防止をする。
38	H23年2月 H25年5月	選別 圧縮 破碎	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	立入検査	苦情無し	廃棄物の飛散・流出	<p>H23年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での保管高さ制限を超過している。 ・囲いの外に廃棄物が流出している。 <p>H25年5月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の過剰な保管により、廃棄物の飛散・崩落のおそれがある。 	処理業者による改善は見込めなかったため、排出事業者等に撤去させた。
39	H23年10月	発酵	汚泥 動植物残さ	住民の通報	苦情有	悪臭の発生	H20年5月の産廃処分業の許可以来、周辺住民から悪臭に対する苦情が発生しており、再三、市が指導を行い、施設、処理方法の改善を行わせてきたものの、悪臭に対する苦情が無くならないため、法第14条第12項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置がとられているとは判断できない。	脱臭設備の変更や作業方法の調整等を行うとともに、地元と環境保全による協定を締結した。現在は悪臭による苦情は無い。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (13)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
40	H25年9月	***	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリ・がれき類、紙くず、木くず、繊維くず	立入検査	苦情無し	処理能力の超過	<ul style="list-style-type: none"> 申請された場所以外の場所で廃棄物を過剰に保管しており、搬出量に比べ搬入量が過多であった。 過剰保管量の解消に伴う処理能力の超過が危惧された。(当該事業場は屋内施設であり、廃棄物の飛散流出の恐れはなかった) 	適正保管量であることを確認した。
41	H24年9月	破碎	ガラス・コンクリート・陶磁器	立入検査	苦情有り	処理能力の超過 廃棄物の飛散・流出	<ul style="list-style-type: none"> [苦情内容] 廃棄物の破碎処理に伴う粉じん飛散。申請された場所以外の場所で廃棄物を過剰に保管しており、搬出量に比べ搬入量が過多であった。 過剰保管量お解消に伴う、処理能力の超過や粉じん飛散が危惧された。 [違反等] ・許可申請書記載の廃棄物保管場所以外での保管。 ・上述廃棄物の過剰保管 	適正保管量であることを確認した。
42	H26年10月	混練、選別、混練・選別、破碎、破碎・選別	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、鉋さい、ばいじん	その他(県)	苦情無し	その他	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業より搬出された中間処理後の廃棄物が、管理型最終処分場にて愛知県の検査を受けた。 その結果、鉛が基準値を超えて検出された。 本件の内容から、適切な処理がされていないと判断し、行政指導を行った。 	処理体制の見直し、社員の教育、全ロットの検査を実施させ、適切な処理を行える体制を構築した。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (14)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
43	H22年4月	焼却 (廃止済)	汚泥、紙くず、 木くず、繊維く ず、動植物性 残さ、動物系固 形不要物、動 物のふん尿、 動物の死体	住民の通報 立入検査 その他	苦情有り	悪臭の発生 ガスの発生	排出ガスに含まれる一酸化炭素の濃 度が、県条例で定める基準を超過して いた。	修繕が行われたが、別の問題(施設か らの黒煙の漏れ)も併発したため、焼 却の再開には至らず、結果として事業 者が自主的に廃止するに至った。
44	H22年7月	圧縮 選別 破碎	廃プラスチック 類、ガラス・コン クリート・陶磁器	住民の通報	苦情有り	悪臭の発生	苦情:悪臭が発生しており、排水も流 出している。産業廃棄物処理基準違 反のおそれ。	排水処理施設の設置により改善が図 られた。
45	H22年12月	脱水	汚泥	立入検査	苦情無し	放流先 水処理施設 の異常	構造に係る許可基準違反。	施設の改修(処理系統の変更)による 改善。
46	H22年6月 ~H26年5月	発酵 (堆肥化)	汚泥 動植物性残さ	市町村の 通報	苦情有り	悪臭の発生 汚水等の 地下浸透 廃棄物の 飛散・流出	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭による苦情・受け入れた廃棄物 について、本来施設内に搬入すると ころ、屋外の堆肥保管場所で保管し たことによる悪臭の発生。 堆肥化施設から施設外への汚水流出。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ、管理体制の徹底による悪 臭の低減。 施設改善による汚水流出の防止。
47	H25年1月	混合・造粒 固化	ばいじん	住民の通 報	苦情有り	廃棄物の 飛散・流出	ばいじんを受け入れた際、人為的ミス で飛散させた。	圧送に係る圧力及び投入量の管理強 化、作業員の教育徹底。
48	H22年6月	肥料化 飼料製造	汚泥 木くず 動植物性残さ 動物のふん尿	立入検査	苦情無し	その他	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を許可された場所以外で保管 していた。 処分業許可申請書に記載された土壌 脱臭を行わず、土壌脱臭に係る施設 を変更し、維持管理計画書に記載さ れていた維持管理を行わなかった。 	指示書の交付、及び、指導によりおお むね改善された。

表 4-2-2 指導命令事項等の概要 (15)

No	指導時期	処分方法	許可品目	問題の探知	苦情の有無	主な指導要因	違反事実の概要・問題点等	指導後の機能改善、効果
49	H23年7月	肥料化	汚泥 動植物性残さ 動物のふん尿	立入検査	苦情無し	廃棄物の 飛散・流出 その他	<ul style="list-style-type: none"> 許可された場所以外で廃棄物を管理していた。 施設外への廃棄物の飛散を確認した。 	指示書の交付、及び指導により、おおむね改善した。
50	H27年8月	切断 圧縮	廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリ・陶磁器、がれき類、木くず	立入検査	苦情無し	廃棄物の 飛散・流出	事業所内で、ブラウン管テレビ、冷蔵庫、洗濯機、及びエアコンの処理を行う目的で保管していた。	家電リサイクル法にのっとった処理を行い、改善したことを確認した。
51	H23年2月	焼却 破碎	廃プラスチック類、がれき類、木くず	立入検査	苦情無し	その他	<p>平成22年10月に本市が当該事業所に対して立入検査を実施したところ、橋脚処分に関して下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)第12条第1項及び同法施行令第6条台1項第2号イに規定する産業廃棄物処理基準に違反していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却設備の灰出し口(扉)及び廃棄物の投入口の隙間から黒煙等の排出ガスが漏れていた。 煙突から未燃物(焦げた金属片)やすす状のものが飛散していた。 	施設の改善工事及びオペレーターの焼却炉に対する知識の向上により、当該問題点は改善された。

4.3. 調査から抽出された現状の課題や問題点等

本調査から得られた各自治体が捉えている許可不要施設として対応に苦慮している事項や課題等を以下に記す。(極力、調査票への回答原文のまま記した。)

A 堆肥化・発酵関連

- 堆肥化施設については、臭気対策など配慮すべき項目も多く、許可後も行政指導等が必要となることが多いため、15条の許可対象とすべきである。
- 発酵施設については、許可後、処理を行っていく上で悪臭苦情等につながることが多い。この場合、処理基準等により、事業者に対し是正をさせているが、許可後の対処療法的な対応となっている。そのため、事前にそういった懸念を取り除けるよう許可対象施設として、個別の構造基準等を設定し、悪臭防止設備の設置等を義務づけるなどの措置を検討されたい。
- 発酵堆肥化等の処理は、維持管理方法が事業者任せであり、温度管理等、具体的な処理基準がなく、適切な管理がされていない事例がある。
- 堆肥化施設については、悪臭が大きな問題となるため、設置段階において脱臭設備の設置等の悪臭対策を実施させたいが、堆肥化施設の関する構造基準等がないため、悪臭対策への指導が徹底できない。
- 悪臭が発生する発酵や堆肥化施設は、生活環境保全上の支障が生じる恐れが高く、発生後の改善措置は難しいため、許可施設とすべきである。
- 今後増加すると予想される堆肥化施設等から発生する悪臭について評価する手段はあるものの、人より感知するレベルに差があり、脱臭施設は不可欠であるが、その施設が十分な能力があるかどうかの判断には苦慮するものと考えられる。
- 堆肥化・発酵施設やガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの破碎施設など、周辺環境への一定の影響が予想される施設に関し、施設設置許可の要否(産業廃棄物処理施設への追加)について改めて検討、整理されるべきと考えます。特に、生活環境影響調査の実施等により、周辺への影響を予測させることが必要と考えます。
- 堆肥化施設等の腐敗物を取り扱う施設については、悪臭等に関する苦情が多いが、明確な基準がないため、対応に苦慮しているところである。これらの施設については、明文化された基準を設けられるよう要望する。
- 肥料、飼料製造を目的とする処分等有機性廃棄物を扱う場合において、下記の規定を整備することを要望します。
 - 1 肥料、飼料となっており、廃棄物を卒業したとする基準(肥料登録は必須とすること等)
 - 2 肥料、飼料を製造するためには混合のみでは足りないとする処理基準(発酵等の生物学的な変化が必須であること)
 - 3 脱臭装置や雨水側溝が必須であるとした処理施設の基準。
 - 4 有機性廃棄物の保管は、密閉した容器で行うこと。
 - 5 有機性廃棄物の保管は、地下で行わないこと。
- 堆肥化施設などは施設設置許可不要となっているが、悪臭等の問題が懸念されるため、処理基準や

施設許可とし、構造・維持管理基準等を設定するなど、その悪臭による生活環境への影響のおそれに配慮したものとするべきではないかと考える。

- 堆肥化施設など、悪臭を発生させる可能性が高い施設についても、設置許可対象施設として追加して欲しい。

B 施設の許可関連(除く堆肥化・発酵関連)

- 処分業の施設基準(施行規則 10 条の 5 ほか)が曖昧である。10 条の 5 第 1 号イ(6)にいたっては、「その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。」と基準とは到底言えない内容である。法令が曖昧なため、環境省へ相談しても「自治体の判断に任せる。(法定受託事務のため、一定理解はできるが、委託側のスタンスとして如何かを感じる。)」と回答されることが多く、毎度、困惑している。産業廃棄物の処理方法・技術は、日進月歩で進歩している。施行規則の改正でなくとも、施設の基本事項については、施設ごとに整理した「よるべき基準(法定受託事務の処理基準)」を通知で示していただきたい。
- 燃え殻やはいじんの熔融施設は、令 7 施設ではないが、焼却施設と同様に大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設であるため、当該熔融施設から排出される排ガスによる周辺的生活環境への影響は焼却施設と比べても差異はないと考えられる。こうした例もあるため、社会情勢や科学技術の進歩等を踏まえて、令7施設の抜本的な見直しを行ってほしい。
- 施設の許可の区分について、産廃と一廃のそれぞれの処理施設の許可が必要な要件(種類及び規模)は統一できないか。それぞれ同じ性状の廃棄物を処理する場合に、一方が必要で他方が許可不要となるのは事業者の混乱を招いていると思う。
- 「破碎」と「切断」など、処理後の性状や処理の内容がほぼ同じとなる場合であっても、15 条許可の対象施設となるか分かれる。「切断」の定義を明確化し、「破碎」と同等の施設については 15 条許可の対象とするなどの整理が必要だと考える。
- 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 ただし書き(軽微変更)について、届出と許可の別の判断基準をより明確化できないか。(位置の変更…生活環境保全上支障がない程度位置の変更であれば届出で可能など)
- 産業廃棄物処理施設への廃棄物投入前に、何らかの処理を行うために設置されるいわゆる前処理施設について、産業廃棄物処理施設の設置許可が必要なものかどうか判断するための基本的な考え方を示すことはできないか。
- ・処分業の許可に対しても、施設の維持管理基準のようなものを義務付け事業者が責任をもって業務を行うようなほうが良い。
- 移動式の処理施設について、現状では、許可後には処理している場所が行政にはわからないので、適正処理されているかの確認ができない。そのため、処理場所の事前届出制などの法律による仕組みがあった方がよいと思う。
- 一般廃棄物の固形燃料化施設については、施行規則において「乾燥設備が備えられていること。」「冷却設備が備えられていること。」等の構造基準が定められており、その基準は処理する廃棄物の性状に関わらず一律に適用される。しかしながら、固形燃料には RDF(含水量の多い家庭生ごみが原料)や RPF(主に廃プラスチック類が原料)といった種類があり、RPFを製造する固形燃料化施設においては乾燥設備が必要ではないと認められるケースがある。また、一方で、産業廃棄物処理施設である

廃プラスチック類の破砕施設に関し、圧縮固化(RPF化)を行う場合の構造基準には、乾燥設備は要件となっていない。以上のことから、一般廃棄物の固形燃料化施設の構造基準の適用については、処理する廃棄物の性状に応じた適用が可能となるような制度の改善が必要と考える。

- 低温熱分解炉は、施設としては焼却炉にあたると解されますが、800℃未満で熱分解され、排ガスについても触媒反応により処理されるなどにより生活環境上の支障のない処理ができるものであっても、焼却炉として取り扱うには構造基準、維持管理基準の面から難しい側面があることから、許可対象施設の追加・修正や構造基準、維持管理基準の整理検討が必要であると考えられる。
- 事業者が設置する移動式がれき類等破砕施設の許可不要特例について、その範囲を限定的にすべきと考えます。特に、資材置場での移動式がれき類等破砕施設の使用については、恒久的な使用も想定されるため、設置許可対象とするべきと考えます。
- 施設の老朽化又は故障に伴う緊急的な産業廃棄物処理施設の入替え等であっても、その入替え等の理由を問わず、施設許可の取得(新規又は変更)が必要になると思われます。許可制度がある以上、これはやむを得ないとも考えますが、主要な部分(破砕施設の破砕機等)の変更であっても、処理方式が変わらず、かつ、処理能力が下がるような場合には、事後の届出を認める等の緩和についても検討すべきと考えます。

C 中間処理施設全般

- 許可不要施設だけに限ることではないが、廃棄物焼却施設において、炉のプラントメーカーが倒産等でなくなり、施設の効果的な維持管理が出来ていないように感じることもある。また、施設設置者への指導において、メーカーが倒産したことを理由にされることが多く、メーカーに対しての基準を設けることで、適正処理が期待できると考える。
- 中間処理業者の廃棄物処理施設で処理されている廃油は、有価物である例が非常に多くなってきている。それに伴い、本件のように、廃棄物処理施設での事故にもかかわらず、有価物の処理に伴う事故のため廃棄物処理法での処分が難しいケースが発生し対応に苦慮している。廃棄物処理施設を用いた処理により事故が起きた場合には、有価物であっても、廃棄物処理法を適用した処分・規制について検討して欲しい。
- 現在、産廃処理の方法は多岐にわたり、現行の産廃許可施設の要件に該当しないが、規模が大きい施設もある。また、同じ処理方法であっても処理する産廃の種類が異なるだけで許可不要施設となる場合もある。産廃許可施設をあらためて定義する必要があるのではないか。(例)汚泥等の造粒固化(処理能力 2,000t 超/日)、金属くず、ガラスくず等の破砕(処理能力 5t 超/日)
- 有害物質を含む産廃を処理することにより、製品として再生する業がある。法令上、県には製品の安全性の確認義務はなく、行政指導により、事業者の自主的な取り組みを求めているところである。安全でない製品であれば、(有価物にはならず)廃棄物のままであり、法に基づき指導すれば良いことではあるが、法令に基づく行政指導ができるよう基準を見直してはどうか。
- 小規模焼却施設において、温度管理等の維持管理記録をつける義務がないため、適切な使用がされているかどうか確認する術がない。
- 選別施設・圧縮梱包施設においては、搬出予定先の状況変化(搬出予定先の安定型最終処分場の受け入れ停止等)に伴い、中間処理後物の搬出処理が滞りやすい形態となっている。これら中間処理施設については、複数の搬出予定先との契約を義務付けるなど、搬出予定先の確保に十分配慮させ

る仕組みとすることが必要。

- 廃棄物の破碎処理等に伴う粉じんの発生及び飛散の対策について、対応に苦慮する事案が多い。散水等を指導するがその効果が十分でなかったり、十分であると判断できる法的根拠がない。
- 処理後の廃棄物に対しては、屋外で容器を用いずに保管する場合を除き、保管する量に規制がなく、対応に苦慮するケースがあるため、保管量に基準を設ける等対策が必要と考える。
- 生活環境影響調査における粉じんの発生予測について、破碎施設の場合、定量的な予測手法がないとよく言われる。施設稼働に伴う粉じんの予測手法について例示が欲しい。
- 中間処理業者における産業廃棄物の保管量については、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ロ(3)において「保管する産業廃棄物(略)の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量を超えないようにすること」と規定されているが、当該産業廃棄物の保管量とは、一般的に処理前の受け入れ廃棄物に関する規定とされている。中間処理業者の多量保管に係る不適正処理事案の中には、中間処理後の廃棄物を多量保管しているものも存在しており、現状の規定では中間処理後の廃棄物について高さ(勾配)制限(廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ロ)以外に指導等の対応が困難な事例がある。(量の規制がないため、多量保管の抜本的解決ができない。) については、基準見直しを行う上において以下の2点に考慮いただきたい。
 - 1 廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ロ(3)の規定が中間処理業者におけるどの段階の廃棄物に対して適用されるかについては、度々全国紹介等もされており、必ずしも明確とは言えないため、通用通知等で明確にしていきたい。
 - 2 中間処理後の廃棄物に対する保管上限に関する基準を設けていただきたい。(例えば、積替え保管を行う場合の上限のように、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすることとするなど。なお、これが運搬車1台分の積載量に満たない場合も想定されるが、それが故に保管上限を設ける検討の阻害要因とはせず、平均的搬出量○日分と運搬車積載量○台分のいずれが多いほうを保管上限とするなど、保管上限を設ける検討を積極的に行っていただきたい。)
- 廃石膏ボードの処理について、下記の事項を要望します。
 - 1 硫化水素の発生するおそれが確実でない処理基準を設定すること。それ以外の処理は認めないものとする
 - 2 再生物を固化材とする場合の処理基準を設定すること
- 産業廃棄物処理施設からの排水の水質、悪臭などについて、他法令(水質汚濁防止法など)を引用するなどして、基準を明確にして欲しい。
- 有害物を含むものや焼却灰等について、実体として混合・希釈に過ぎない処理方法を原則禁止とすべきで、再生利用に関して厳しい基準を設けるべきである。
- 廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号リの廃プラスチック類について
 - 1 「中空の状態でないように」の「中空」について、スポンジやロール状のシートを明記する。ロール状のシートの中心部は「中空」と考えられるが、シートのため指導に苦慮している。
 - 2 最大径だけでなく長さも基準に追加する。数mを超える長さのシートが、折りたたまれていたり、団子状になったりした状態は、中空に準じた状態であるため折ったり、団子状になったりできない長さとする。

D その他

- 廃棄物処理法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号は、周辺施設についても適正な配慮がなされるよう平成 12 年に規定されたが、産業廃棄物処理施設周辺にそういった施設がなくとも、住民らの行政区(集落等)が存在しており、この行政区への配慮も必要と思われる。
- 小規模な処理施設が乱立しているより、大規模施設により処理を行うほうが、安定した経営が行え、適正処理につながると思われる。については、施設の大規模化や集約化を促す何らかの誘導策を実施してはどうか。具体的には、一定規模の施設の設置への融資制度や優良認定への基準の追加等である。
- 産業廃棄物処理施設の設置許可を行うに当たり、廃棄物処理法が規定する「立地に関する基準」では、「周辺地域の生活環境の保全及び省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」を求めている。しかしながら、配慮をなすべき対象地域、対象施設、事項等の「適正な配慮」の内容が政省令において具体的に明記されておらず、都道府県に裁量権も無いため、地域の実情に応じた取り組みができず、各地でトラブルが起こっている。このため、「適正な配慮」の内容を具体的に規定し、基準を明確化する必要がある。さらに、環境保全上配慮する必要がある場所は、地域の実情によって異なるため、都道府県及び政令指定都市が地域の実情に応じて判断する仕組みが必要であると考え。
- 廃掃法に地域の実情に応じて処理基準(上乘せ、横出し)を条例で設定できる旨の委任規定を設けることを要望します。
- 収集運搬の処理基準に関し、下記の事項を要望します。
 - 1 他のもものと混合して運搬することができないものとして、石綿含有廃棄物に加え、すべての品目とすること
 - 2 積替保管に係る保管量の「一日あたりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量」の一日あたりの平均的な搬出量の算出根拠(直近 1 ヶ月か 1 年か等)及び算出頻度を明確にすること
- 水質汚濁防止法の改正に伴い、廃棄物の保管に関しても同様の規制を設けることを要望します。特に廃棄物を地下で保管する場合の基準を設定することを要望します。
- 処理料金の支払い方法について、下記の事項を要望します。
 - 1 直接契約の相手方に支払うことを義務づけること。
 - 2 処理が終了したことを第三者が確認できるまでは排出者からの処理料金は供託しておき、確認後に処理業者に支払うとする制度を創設すること

4-4. 自治体へのヒアリング調査

前述の「許可不要の実態調査」において、堆肥化(肥料化)施設、発酵施設に関する指導・命令の事案件数が多かった。その内訳を「表 5-1 行政指導・命令等の事案件数、意見数」に記す。

	事案件数	意見数
堆肥化施設関連	18	11
その他	33	34
合計	51	45

表 5-1 行政指導・命令等の事案件数、意見数

(1) 堆肥化施設に関するヒアリング調査

上記調査結果において、堆肥化(肥料化)施設、発酵施設等はバイオマスの活用という点から注目されている反面、施設設置・稼働後に悪臭問題が生じるケースが多いため、産業廃棄物処理施設(令第 7 条施設)として位置づけ、施設の設置許可や生活環境影響調査、脱臭設備の設置等を許可要件にすべきという意見も多かった。

このような意見を踏まえ、堆肥化(肥料化)施設、発酵施設に関するヒアリング調査を実施した。

以下、調査で得られた事例や意見を記す。

■ [事例 1] 産業廃棄物処理施設等の設置の手続き／自治体 A

過去、悪臭に関して住民トラブルが生じたことから、15 条施設と 30t/日以上以上の肥料・飼料製造施設に関しては産業廃棄物処理施設等設置の対象として条例で定めている。

その手続は、1)指導要綱に基づく事前協議、2)住民周知といった 2 段階プロセスからなる。また、肥料・飼料製造施設は地元市町村等の悪臭規制やアセスメント等の規制を受ける。

(手続きの流れ)

- 1 指導要綱に基づく事前協議
 - 計画全体の妥当性
 - 廃棄物処理法の技術的基準への適合性
 - 維持管理計画の妥当性
 - 他法令との整合性(土地利用協議状況等)
- 2 住民周知等
 - 事業者は事前に事業計画書を県に提出
 - 県は提出のあった事業計画書を公告、縦覧
 - 事業者による住民説明会の開催
 - 住民による意見書の提出
 - 事業者による意見書に対する見解書の作成

■ [事例 2] 事前協議、立地規制、構造・維持管理基準／自治体 B

廃棄物処理施設の建設時は事前協議を原則とし、施設の立地規制を設定している。また、県独自の構造・維持管理基準の中に発酵施設を明記するなど具体的な基準を設定している。

(規制・基準の全体像)

- 施設建設時の事前協議
- 施設の立地規制
- 県独自の廃棄物処理施設の構造・維持管理基準

(基準例)

中間処理施設の構造等に関する個別の基準

- 5 中間処理の方法が、発酵処理、化学処理、乾燥若しくは焼却又はし尿から尿のみを分離する方法により飼料化又は肥料化を行うものである場合における中間処理施設の構造等に関する基準は、前条に定めるもののほか、次によること。
- 一 処理設備から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 排水溝並びに浸透及び流出を防止する措置を講じたます
 - ロ イの設備において、排水を処理設備に戻す場合にあっては、ポンプ装置
 - ハ 悪臭を回収することができる脱臭設備に接続された排気口
 - ニ 発酵処理の処理設備には、次に掲げる要件を備えた切返し設備又はかくはん設備が設けられていること。
 - 二 運転速度を一定に保つことができ、かつ、運転速度を固定できること。
 - イ 発酵を均一に行うことができること。
 - ロ 処理設備と一体であり、連続運転ができること。
 - ハ 一日当たりの運転時間又は運転回数が定められていること。
 - 三 処分のために廃棄物の保管を行う場合には、保管施設から廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる措置が講じられていること。
 - イ 保管施設が密閉(保管施設が建屋内である場合を除く。)できる構造であること。
 - ロ 受け入れた廃棄物又は処分により製造された肥料の保管施設の保管区画には、加温及び空気の供給の設備が設けられていないこと。

中間処理施設の維持管理等に関する個別の基準

- 5 中間処理施設における処分が発酵による場合における維持管理等に関する基準は、前条に定めるもののほか、次によること。
- 一 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 飛散し、流出し、若しくは汚水が生じ、又は悪臭が発散するおそれがある廃棄物を受け入れ、保管を行う場合は、建屋その他保管施設を密閉し、負圧化を図り、汚水及び悪臭を回収すること。
 - ロ 廃棄物に触れることなく回収された場内雨水(建屋の樋によって受けたものを含む。)及び事務所排水等に、廃棄物が混入しないよう定期的に確認すること。
 - ハ 受け入れた廃棄物又は処分により製造された堆肥の保管を行う場合は、廃棄物及び堆肥に対し温度及び空気量の調整並びに発酵を行わないこと。
 - 二 発酵処理することのできる廃棄物は、次に掲げる要件を備えること。
 - イ 有害な重金属類を含まないもの。
 - ロ 燃え殻(し尿汚泥、動物のふん尿、動植物性残さ又は木くずを焼却したものを除く。)その他土壌還元に適さないものではないもの。
 - ハ 飼料化設備にあっては、食品残さ利用飼料の安全性確保のためのガイドライン(平成十八年八月農林水産省消費・安全局)に適合するもの。
 - ニ 堆肥化設備にあっては、食品製造業、農業及び畜産業から排出されたもの及び食品廃棄物であるもの並びに知事が認めたもの。
 - ホ 排水処理設備から排出された汚泥の発酵処理を行う場合にあっては、一月に一回以上有害な重金属類の溶出試験を行ったもの(それぞれが地下水基準(別表第七)に掲げる基準値を満たすものに限る。)
 - ヘ 汚泥、動植物性残さその他含水率の高い廃棄物の発酵処理を行う場合にあっては、排出事業者が十分な脱水等の処理を行ったもの。
 - 三 製造された堆肥は、次に掲げる要件を備えること。
 - イ 堆肥として出荷するもののうち、いずれの箇所を抽出しても同様の性状であること。
 - ロ 油分が五パーセントを超えて含まれておらず、かつ、内部温度が摂氏四十度を上回らないものであること。
 - ハ 六月に一回以上有害な重金属類の溶出試験を行うこと。
 - ニ イ及びロに係る情報を出荷に際し明らかにするとともに、必要に応じ、証明書を作成し、交付すること。

上記自治体以外にも、紛争予防の観点からの廃棄物処理施設に関する立地規制や事前協議、独自の構造・維持管理基準を制定している自治体は幾つか存在する。

反面、堆肥化(肥料化)施設や発酵施設を産業廃棄物処理施設(令第7条施設)として規制することの難しさを懸念する以下のような意見もあった。

- 産業廃棄物処理施設として許可要件にした場合、畜産農家が家畜糞尿等を自家処理しているケースもその対象となるため現実的ではなく、某かの配慮が必要となる。
- 悪臭に関する環境基準は設定されておらず、規制基準(1号~3号規制)は環境省令に従い上記の自治体の長が定めるものとなっている。また、規制値についても6段階臭気強度表示法における臭気強度2.5~3.5に対応する特定悪臭物質ごとの物質濃度又は臭気指数の範囲から、規制地域の特性に応じて都道府県知事が規制指標(特定悪臭物質濃度又は臭気指数)及び規制値を設定することとされている。さらに堆肥化施設等は用途指定が無い地域に設置されることが多く、その場合は悪臭防止法の規制対処とはならない。産業廃棄物処理施設として規制し定量的な規制基準を設ける場合、市町村の管轄である悪臭防止法との摺り合わせが必要となってくるのではないかと。

第5章

自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の実態調査

5-1. 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等

調査において 69 の自治体より独自の基準を制定かつインターネット上で公開との回答が得られた。その内容を「表 5-1 自治体独自の基準の制定状況」に記す。

ただし、これらは廃棄物に係る包括的な条例から、紛争予防のための施設立地に関する指針、指導要綱など多岐に渡っている。

表 5-1 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の制定状況(1)

No	自治体	名称
1	青森県	青森県産業廃棄物処分場の設置等に係る事前協議書等に関する要綱 産業廃棄物最終処分場の立地等に関する指針 青森県産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針 青森県産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針
2	岩手県	循環型地域社会の形成に関する条例
3	秋田県	廃棄物処理施設指導要綱 秋田県環境影響評価条例
4	福島県	福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例 福島県産業廃棄物処理指導要綱
5	茨城県	茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領
6	栃木県	栃木県廃棄物処理に関する指導要綱
7	群馬県	群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準)群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程
8	千葉県	千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
9	新潟県	新潟県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
10	福井県	福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱・指導要領
11	長野県	廃棄物の最終処分場に係る環境配慮指導基準
12	岐阜県	岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例 岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例第二十一第四項の規定に基づく小規模産業廃棄物処理施設に関する基準 岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する条例第二十八条第二項の規定に基づく小規模廃棄物焼却施設に関する基準 岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱
13	静岡県	静岡県産業廃棄物適正処理指導要綱
14	愛知県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱
15	滋賀県	滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱
16	京都府	京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例

表 5-1 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の制定状況 (2)

No	自治体	名称
17	鳥取県	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(上記条例に付帯する指針) 廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針 中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針 最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針
18	岡山県	岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱
19	広島県	産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱
20	香川県	香川県産業廃棄物最終処分場の構造及び維持管理に係る指針
21	愛媛県	愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱
22	高知県	高知県産業廃棄物処理指導要綱
23	熊本県	熊本県産業廃棄物指導要綱等
24	大分県	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
25	宮崎県	宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱
26	沖縄県	沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱
27	旭川市	旭川市産業廃棄物処理施設の設置及び変更の許可に関する要綱
28	函館市	函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱
29	千葉市	千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 千葉市環境影響評価等技術指針 千葉市計画段階環境影響評価実施要綱 千葉市計画段階環境影響評価実施要領 千葉市計画段階環境影響評価等環境配慮指針
30	横浜市	横浜市産業廃棄物処理用地の設置等に関する指導要綱 横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱
31	川崎市	川崎市産業廃棄物処理業に係る行政指導指針
32	横須賀市	廃棄物処理施設設置等許可事務取扱要綱
33	新潟市	新潟市産業廃棄物施設の設置及び維持管理に関する要綱
34	金沢市	金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱
35	岐阜市	岐阜市産業廃棄物の処理施設の設置等に関する指導要綱
36	静岡市	静岡市産業廃棄物処理業等許可に関する審査基準 静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例 同施行規則 静岡市産業廃棄物処理施設等の設置に係る指導基準 静岡市産業廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準 静岡市産業廃棄物最終処分場の構造等に関する指導基準 静岡市産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導基準
37	浜松市	浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 浜松市産業廃棄物適正処理指導要綱

表 5-1 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の制定状況 (3)

No	自治体	名称
38	名古屋市	名古屋市産業廃棄物処理指導要綱
39	大阪市	大阪市産業廃棄物の処理施設設置等に関する指導要綱
40	神戸市	神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱
41	姫路市	姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例
42	和歌山市	和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例、施行規則 和歌山市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例、施行規則
43	呉市	呉市産業廃棄物処理施設設置要綱
44	下関市	下関市産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱
45	世保市	佐世保市廃棄物適正処理指導要綱
46	熊本市	熊本市産業廃棄物処理施設指導要綱
47	岡山市	岡山市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱 岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化に関する条例
48	宇都宮市	宇都宮市廃棄物処理に関する指導要綱
49	富山市	富山市産業廃棄物適正処理指導要綱
50	郡山市	郡山市産業廃棄物処理指導要綱
51	松山市	松山市産業廃棄物適正処理指導要綱
52	豊田市	豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例
53	高知市	高知市産業廃棄物処理指導要綱
54	いわき市	いわき市産業廃棄物処理指導要綱
55	長野市	長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
56	豊橋市	豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱 豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例
57	模原市	廃棄物中間処理施設指導指針
58	西宮市	西宮市産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例
59	倉敷市	倉敷市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱
60	さいたま市	さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手段に関する条例
61	川越市	川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例
62	船橋市	船橋市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
63	岡崎市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例
64	盛岡市	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則

表 5-1 自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等の制定状況 (4)

No	自治体	名 称
65	柏市	柏市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱
66	前橋市	前橋市廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準
67	大津市	大津市産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱 大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 大津市市街化調整区域における産業廃棄物処理施設等の立地に関する指導基準
68	高崎市	高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程 高崎市廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準
69	越谷市	越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例 越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

第6章 まとめ

本調査では、安定型最終処分場及び許可不要施設(令7条施設外)の現状と課題を把握するとともに、今後の構造・維持管理基準等の検討に的確に反映させるための基礎情報の収集を目的として、現に自治体が指導・命令等を行っている安定型最終処分場及び許可不要施設の実態把握を行った。

安定型最終処分場に関する実態把握の調査においては、前回平成22年度の調査と比較し新たな問題や課題は無いものの、埋立廃棄物の問題や浸出水の異常等の問題が継続して挙げられている。また、安定型最終処分場の廃止や、過度な集中を回避するための立地規制を求める意見も多い。反面、現在稼働中の処分場や過去に埋立処分した廃棄物、施設廃止の問題や課題も残されている。

また、許可不要施設に関する実態把握の調査においては、バイオマスの活用という点から堆肥化(肥料化)や発酵施設等が注目されている反面、施設設置・稼働後に悪臭問題が生じるケースが多いため、産業廃棄物処理施設(令第7条施設)として位置づけ、施設の設置許可や生活環境影響調査、脱臭設備の設置等を許可要件にすべきという意見も多かった。これらの意見に対し、市町村の管轄である悪臭防止法との整合性の観点から産業廃棄物処理施設としての設置許可を求めることの難しさを懸念する意見もあった。

これら問題や課題解決に向けて、廃棄物処理施設に関する独自の構造基準や維持管理基準等を設け対処している自治体も見受けられた。これらは、条例において規制事項を上乗せや横出し、裾下げ(裾出し)することで、地域事情に応じた対処をしようというものである。但し、昨今、廃棄物処理施設を巡る裁判で敗訴するケースも多いことから独自の規制・基準を設けることを見送る自治体も多いのも事実である。その背景には廃棄物処理法では、水質汚濁防止法や騒音規制法が定めているような地域事情に応じた委任規定は定められていない。また、廃棄物の処理に関して上乗せや横出し、裾下げ(裾出し)を禁止する規定も明文化されていないことが挙げられる。また、産業廃棄物施設に対し規制が過度に厳しい自治体での設置を避けて、規制の緩い自治体に集中しているの現状もあり、法を正しく理解・運用している自治体にとって不利益ではないかと指摘する意見もあった。

循環型社会の構築に向けて、今後とも安定型最終処分場を始めとする廃棄物処理施設は社会的に必要不可欠な施設であるが、一方で、産業廃棄物の処理を巡る住民の不安等から、施設設置が進まない現実もある。今後、廃棄物処理施設の整備促進を図るためには、産業廃棄物を巡る住民不信を払拭することが重要な課題あり、今後も廃棄物処理施設の実態把握を継続的に行っていく必要があると考えられる。

参 考 資 料

[調査票] 安定型最終処分場及び許可不要施設に関する調査
(平成 27 年度廃棄物処理施設等に係る基準設定検討調査)

[資料 1] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律法第、令第 7 条で定める施設

[資料 2] 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)
平成 22 年 1 月 25 日 中央環境審議会

[資料 3] 平成 20 年度最終処分場に係る基準のあり方検討業務報告書
(平成 21 年 3 月 株式会社 日水コン)

環境省 委託調査

安定型最終処分場 及び許可不要施設に関する調査

(平成27年度廃棄物処理施設等に係る基準設定検討調査)

■ 調査の目的

循環型社会の構築に向けて、今後とも産業廃棄物処理施設は必要不可欠な施設ですが、一方で、産業廃棄物の処理を巡る住民の不安等から、処理施設の新規立地が進まない状況も見受けられるところです。

このような社会状況のなか、安定型最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)の規定において、埋立後も安定している産業廃棄物「いわゆる安定5品目」のみを埋め立てることとされていますが、地域によっては、安定型最終処分場の浸透水の異常やガスの発生など生活環境保全上の支障を生じる事例が発生しているほか、地域住民との紛争に至っている事例もあります。また、近年、廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない施設についても、その立地や施設の操業等に関して、地域住民に不安を与える事例なども散見されています。

環境省では、こうした地域における廃棄物処理の実態や課題等を把握することが必要であると考えており、今回、産業廃棄物処理施設等の相談・許可事務などを担っている都道府県・政令市向けに本調査を実施することとなりました。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが本調査の趣旨を御理解いただき、本調査に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本調査は、産業廃棄物処理施設に係る課題等を把握し、今後の各種基準等の検討に的確に反映させるための基礎資料を収集する目的で行うものであり、本調査において知り得た都道府県・政令市や事業者名等の個別情報について開示することはありませんので、その旨を申し添えます。

■ 調査対象

都道府県・政令市における
産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処分業に係る認可窓口

■ 調査票回答期限

平成27年10月30日(金)着

■ 本調査票送付先及びお問い合わせ先

本調査は、環境省がエコスタッフ・ジャパン株式会社に業務を委託して実施しています。
調査票への記入方法等の詳細は、エコスタッフ・ジャパン株式会社にご照会をお願いいたします。

調査主体

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 担当:竹花
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-3581-3351(内線6873) FAX:03-3593-8264

調査の実施



エコスタッフ・ジャパン株式会社 担当:齋藤
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-11-7 大成ビル3F
TEL03-5643-7222 FAX:03-5643-7232
E-mail:info@ecostaff.jp

※本調査票の電子データ(Word版)をご希望の方は、
上記エコスタッフ・ジャパン株式会社までメールにてご連絡下さい。 E-mail:info@ecostaff.jp

設問 1. 安定型最終処分場に関して

安定型最終処分場のうち、貴都道府県・政令市において指導・命令を行った安定型最終処分場(過去に指導・命令を行っていた事案を含む。)について、その指導内容及び措置状況等に関しご回答下さい。

(調査の範囲)

- 原則、過去 5 年程度において行政指導(口頭指導や軽微なものを除く)や命令を行い、完結している事案を対象とします。特に社会的な影響が大きく、地域において問題が生じた事案については、軽微なものであっても可能な限り対象としご回答下さい。
- 許可・届出施設を対象(ミニ処分場は除外)とし、廃棄物処理法または独自の条例等で定める処理基準や構造基準、維持管理基準等の違反事案を対象とします。特に安定型産業廃棄物以外の混入防止措置等に対する指導など、今後、安定型最終処分場の規制強化が望まれる事案を優先的にご回答下さい。

問 1.1 貴自治体内には産業廃棄物の安定型処分場はありますか。

該当するものにでご回答下さい。

無い

有る(箇所)

問 1.2 行政指導・命令等を行った事案はありますか。

該当するものにでご回答下さい。

無い

有る

問 1.3 行政指導、命令等を行った事案に関し、次項の事案事例(安定型最終処分場)の回答欄に具体的な内容をご記入下さい。

[事例] 安定型最終処分場

- 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入したことに起因する、浸透水、地下水の水質異常、悪臭発生などの事案
- 展開検査を行わず、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の混入防止措置を講じていない事案
- 浸透水採取設備の設置、浸透水の検査等に関する違反事案
- 廃プラスチック類等、石綿含有産業廃棄物の処理基準に違反する埋立てなどの事案

C 指導・命令事項等の概要	
C-1 指導・命令の 時期	1)指導・命令等の時期
	2)指導・命令の原因となる問題の探知 <input type="checkbox"/> 住民の通報 <input type="checkbox"/> 事業者自身による報告 <input type="checkbox"/> 立入検査 <input type="checkbox"/> 市町村の通報 <input type="checkbox"/> 周辺の環境調査 <input type="checkbox"/> その他
	3)地域住民等からの苦情の実態等 <input type="checkbox"/> 苦情 有り <input type="checkbox"/> 苦情 なし
	4)苦情等の内容
C-2 指導・命令の 原因事項	1)主な指導要因(複数回答可) <input type="checkbox"/> 地下水の異常 <input type="checkbox"/> 埋立物の違反 <input type="checkbox"/> 廃棄物の飛散・流出 <input type="checkbox"/> 区域外埋立 <input type="checkbox"/> 水処理施設の異常 <input type="checkbox"/> 火災の発生 <input type="checkbox"/> 埋立容量の超過 <input type="checkbox"/> 悪臭の発生 <input type="checkbox"/> 展開検査 <input type="checkbox"/> 擁壁の損壊等 <input type="checkbox"/> ガスの発生 <input type="checkbox"/> その他
	2)違反事実の概要・問題点等
C-3 機能改善、効 果	1)指導後の機能改善、効果

※記入スペースが足りない場合、別紙添付等でも結構です。
また、事案に関する資料等がありましたらご提供願います。

事案事例 1-2（安定型最終処分場）

A 事業者(産業廃棄物処理業者)に関する基本情報	
A-1 事業者名	
A-2 所在地	
B 最終処分場の許可に関する基本情報	
B-1 区分	廃棄物処理法第 15 条許可施設 <input type="checkbox"/> 設置許可・ <input type="checkbox"/> 届出 S・H 年 月 日
B-2 設置場所	
B-3 埋立開始 年月日	年 月 日
B-4 許可品目	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず <input type="checkbox"/> がれき類
	許可の条件等
B-5 施設能力	埋立面積 m ² 埋立容量 m ³ 残余容量 m ³ (H27 年 3 月末時点)
B-6 施設の状況	<input type="checkbox"/> 稼働中 <input type="checkbox"/> 埋立終了・予定 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 施設の廃止・休止・停止(年 月 日)
B-7 展開検査場所	<input type="checkbox"/> 有(場所 : <input type="checkbox"/> 埋立地外 ・ <input type="checkbox"/> 埋立地内) <input type="checkbox"/> 無

C 指導・命令事項等の概要	
C-1 指導・命令の 時期	1)指導・命令等の時期
	2)指導・命令の原因となる問題の探知 <input type="checkbox"/> 住民の通報 <input type="checkbox"/> 事業者自身による報告 <input type="checkbox"/> 立入検査 <input type="checkbox"/> 市町村の通報 <input type="checkbox"/> 周辺の環境調査 <input type="checkbox"/> その他
	3)地域住民等からの苦情の実態等 <input type="checkbox"/> 苦情 有り <input type="checkbox"/> 苦情 なし
	4)苦情等の内容
C-2 指導・命令の 原因事項	1)主な指導要因(複数回答可) <input type="checkbox"/> 地下水の異常 <input type="checkbox"/> 埋立物の違反 <input type="checkbox"/> 廃棄物の飛散・流出 <input type="checkbox"/> 区域外埋立 <input type="checkbox"/> 水処理施設の異常 <input type="checkbox"/> 火災の発生 <input type="checkbox"/> 埋立容量の超過 <input type="checkbox"/> 悪臭の発生 <input type="checkbox"/> 展開検査 <input type="checkbox"/> 擁壁の損壊等 <input type="checkbox"/> ガスの発生 <input type="checkbox"/> その他
	2)違反事実の概要・問題点等
C-3 機能改善、効果	1)指導後の機能改善、効果

※記入スペースが足りない場合、別紙添付等でも結構です。
また、事案に関する資料等がありましたらご提供願います。

自由回答欄

(安定型最終処分場における現状の課題や問題点等)

事例の調査項目等に当てはまらない内容等で基準見直しを検討するうえで必要な情報等がありましたら、ご自由にご回答下さい。

設問 2. 許可不要施設に関して

許可不要施設のうち、貴都道府県・政令市において指導・命令を行った許可不要施設(過去に指導を行っていた事案を含む。)について、その指導内容及び措置状況等に関しご回答下さい。

(調査の範囲)

- 原則、過去 5 年程度において行政指導(口頭指導や軽微なものを除く)や命令を行い、完結している事案を対象とします。特に社会的な影響が大きく、地域において問題が生じた事案については、軽微なものであっても可能な限り対象としご回答下さい。
- 処分業者が設置する許可不要施設(令第 7 条施設以外)において、処理基準の違反事案を対象とし、特に周辺環境への影響が生じるなど、今後、許可施設として規制強化が望まれる事案を優先対象とします。

問 2.1 許可不要施設に対して行政指導・命令等を行った事案はありますか。

無い

有る

問 2.2 行政指導・命令等を行った事案に関し、次項の事案例(許可不要施設)の回答欄に具体的な内容をご記入下さい。

[事例] 許可不要施設

- 処理基準の違反に起因する、悪臭発生、騒音・振動及び水質汚濁物質の流出などの事案
- 産業廃棄物処分業の許可申請における施設に係る基準の適合性に係る指導事案

事案事例 2-2 (許可不要施設)

A 事業者(産業廃棄物処理業者)に関する基本情報		
A-1 事業者名		
A-2 所在地		
B 許可不要施設の許可に関する基本情報		
B-1 業の区分	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分量	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分量
B-2 処分業 許可年月日	年 月 日	年 月 日
B-3 設置場所		
B-4 処分方法 (施設の種類)		
B-5 許可品目	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリ・陶磁器 <input type="checkbox"/> 鋳さい	<input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 感染性産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃石綿) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(汚泥) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃油) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(鋳さい) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃酸) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃アルカリ) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(燃え殻) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(ばいじん)
	許可の条件等	許可の条件等
B-6 施設能力		

C 指導・命令事項等の概要	
C-1 指導・命令の 時期	1)指導・命令等の時期
	2)指導・命令の原因となる問題の探知 <input type="checkbox"/> 住民の通報 <input type="checkbox"/> 事業者自身による報告 <input type="checkbox"/> 立入検査 <input type="checkbox"/> 市町村の通報 <input type="checkbox"/> 周辺の環境調査 <input type="checkbox"/> その他
	3)地域住民等からの苦情の実態等 <input type="checkbox"/> 苦情 有り <input type="checkbox"/> 苦情 なし
	4)苦情等の内容
C-2 指導・命令の 原因事項	1)主な指導要因(複数回答可) <input type="checkbox"/> 処理能力の超過 <input type="checkbox"/> 悪臭の発生 <input type="checkbox"/> 火災の発生 <input type="checkbox"/> 施設の損壊等 <input type="checkbox"/> ガスの発生 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 汚水等の地下浸透 <input type="checkbox"/> 騒音・振動の発生 <input type="checkbox"/> 放流先、水処理施設の異常 <input type="checkbox"/> 廃棄物の飛散・流出
	2)違反事実の概要・問題点等
C-3 機能改善、効果	1)指導後の機能改善、効果

※記入スペースが足りない場合、別紙添付等でも結構です。
また、事案に関する資料等がありましたらご提供願います。

事案事例 2-2（許可不要施設）

A 事業者(産業廃棄物処理業者)に関する基本情報		
A-1 事業者名		
A-2 所在地		
B 許可不要施設の許可に関する基本情報		
B-1 業の区分	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分量	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分量
B-2 処分業 許可年月日	年 月 日	年 月 日
B-3 設置場所		
B-4 処分方法 (施設の種類)		
B-5 許可品目	<input type="checkbox"/> 燃え殻 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリ・陶磁器 <input type="checkbox"/> 鉍さい	<input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 感染性産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃石綿) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(汚泥) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃油) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(鉍さい) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃酸) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(廃アルカリ) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(燃え殻) <input type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物(ばいじん)
	許可の条件等	許可の条件等
B-6 施設能力		

C 指導・命令事項等の概要	
C-1 指導・命令の 時期	1)指導・命令等の時期
	2)指導・命令の原因となる問題の探知 <input type="checkbox"/> 住民の通報 <input type="checkbox"/> 事業者自身による報告 <input type="checkbox"/> 立入検査 <input type="checkbox"/> 市町村の通報 <input type="checkbox"/> 周辺の環境調査 <input type="checkbox"/> その他
	3)地域住民等からの苦情の実態等 <input type="checkbox"/> 苦情 有り <input type="checkbox"/> 苦情 なし
	4)苦情等の内容
C-2 指導・命令の 原因事項	1)主な指導要因(複数回答可) <input type="checkbox"/> 処理能力の超過 <input type="checkbox"/> 悪臭の発生 <input type="checkbox"/> 火災の発生 <input type="checkbox"/> 施設の損壊等 <input type="checkbox"/> ガスの発生 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 汚水等の地下浸透 <input type="checkbox"/> 騒音・振動の発生 <input type="checkbox"/> 放流先、水処理施設の異常 <input type="checkbox"/> 廃棄物の飛散・流出
	2)違反事実の概要・問題点等
C-3 機能改善、効果	1)指導後の機能改善、効果

※記入スペースが足りない場合、別紙添付等でも結構です。
また、事案に関する資料等がありましたらご提供願います。

自由回答欄

(許可不要施設として対応に苦慮している事項や課題等)

事例の調査項目等に当てはまらない内容等で基準見直しを検討するうえで必要な情報等がありましたら、ご自由にご回答下さい。

設問 3.自治体独自の処理基準、構造・維持管理基準等に関して

廃棄物処理法に定める廃棄物の処理基準、施設の構造・維持管理基準に加え、貴都道府県・政令市で独自の処理基準、構造・維持管理基準、及び処理施設設置に係る事前協議や紛争予防等の規定を指導要綱等により設けている場合、その内容に関しご回答下さい。

(調査範囲)

- 廃棄物の処理基準、施設の構造・維持管理基準、及び処理施設設置に係るアセスメントや事前協議、紛争予防等の制度的な事柄を含む廃棄物処理に関する全ての要綱等を対象とします。

問 3.1 独自の指導要綱等により廃棄物処理に係る処理基準、構造・維持管理基準等の規定を設けていますか。該当するものに☑でご回答下さい。

設けていない

設けている

問 3.2 独自の廃棄物処理に係る処理基準、構造・維持管理基準等を設けている場合、その要綱等の名称をご回答下さい。

要綱等の名称: _____

インターネット上での要綱等の公開の有無

非公開

公開 URL _____

(お願い)

独自の条例や指導要綱、その他規則等をインターネット上で非公開の場合、お手数ですが具体的な資料のご提供をお願い致します。

問 3.3 廃棄物処理法に定める処理基準、構造・維持管理基準等に関してご意見がございましたら下記の欄にご記入下さい。

基準強化等に係る意見欄

調査票回答者

※後日、ご回答頂いた内容に関し電話等にてヒアリングさせて頂くこともあります。
お手数ですが必ずご記入下さい。

自治体名	
所属部署名	
役職	
氏名	
電話番号	
Email	

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

[資料1] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 令第7条で定める施設

	施設の分類		規模	備考
第1号	汚泥の脱水施設		処理能力 10m ³ /日を超える	
第2号	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10m ³ /日を超える	
		天日乾燥	処理能力 100m ³ /日を超える	
第3号	汚泥の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力 5m ³ /日を超える ロ) 処理能力 200 kg/h 以上 ハ) 火格子面積 2m ² 以上	PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く
第4号	廃油の油水分離施設		処理能力 10m ³ /日を超える	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
第5号	廃油の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力 1m ³ /日を超える ロ) 処理能力 200 kg/h 以上 ハ) 火格子面積 2m ² 以上	・海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く ・廃 PCB 等を除く
第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設		処理能力 50m ³ /日を超える	
第7号	廃プラスチック類の破碎施設		処理能力 5t/日を超える	
第8号	廃プラスチック類の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力 100 kg/日以上 ロ) 火格子面積 2m ² 以上	PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く
第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設		処理能力 5t/日を超える	
第9号	金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設		すべての施設	
第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべての施設	
第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		すべての施設	
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設		すべての施設	
第12号	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設		すべての施設	
第12号の2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設		すべての施設	
第13号	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設		すべての施設	
第13号の2	上記第3号、第5号、第8号、第12号以外の焼却施設		次のいずれかに該当するもの イ) 処理能力 200 kg/h 以上 ロ) 火格子面積 2m ² 以上	
第14号	イ) 遮断型最終処分場		すべての施設	
	ロ) 安定型最終処分場		すべての施設 (水面埋立地を除く)	
	ハ) 管理型最終処分場		すべての施設	

[資料 2] 廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)

平成 22 年 1 月 25 日 中央環境審議会

※一部抜粋

(3) 廃棄物処理施設設置許可制度及び最終処分場対策の整備

① 現状と課題

廃棄物処理法においては、生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある廃棄物処理施設について許可制度にかからしめ、最終処分場については埋立終了後も廃止が確認されるまで環境汚染を防止するため維持管理が必要という特殊性にかんがみ、維持管理積立金制度を設けている。

しかし、廃棄物処理施設の設置に当たっては、そもそも汚物又は不要物である廃棄物を集積し処理される施設の周辺住民にとっては迷惑施設として受け止められていること、また、安定型処分場を始めとする廃棄物処理施設に対する不信感が払拭されていないことなどを背景に、依然として立地が困難な状況にある。

廃棄物処理施設は適正処理の受け皿の要となる基幹施設として極めて重要なものであり、我が国における長期安定的な処理体制の維持のため、安全性を確保しつつ、引き続き適切に配備されることが不可欠であり、異常時や倒産・許可取消し時の手続整備や、情報の透明化を図ることにより、廃棄物処理施設への信頼を醸成していくことが求められている。

② 見直しの方向性

(ア) 安定型最終処分場対策の強化

安定型最終処分場については、一部の処分場において安定型産業廃棄物にそれ以外の廃棄物の付着・混入が見られるなどの課題が指摘されている一方で、産業廃棄物の処理に関して大きな役割を果たしてきている。このため、安定型最終処分場類型を廃止するのではなく、その実態を把握・評価し、安定型5品目以外の付着・混入を防止するための仕組みの強化や、最終処分場において浸透水等のチェック機能の強化等について更に検討していくべきである。

(イ) 廃棄物処理施設の透明化

廃棄物処理施設の設置に関するリスクコミュニケーションを図っていくという観点から、廃棄物処理施設の設置許可に当たっては、申請者及び都道府県等は近隣市町村及び利害関係者から都道府県等に提出された生活環境保全上の意見に対する見解を明らかにするよう努めるべきである。また、廃棄物処理施設から生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある状態が看過されることがないように、定期的に都道府県等による検査を受けることとし、また、その検査結果及び維持管理状況を情報公開するべきである。

(ウ) 異常が生じた廃棄物処理施設への対応

施設点検、機能検査、水質検査等において、廃油・廃酸・廃アルカリ等の流出、火災、地下水の水質悪化等の異常が検知された場合に迅速かつ的確に対処するため、維持管理基準に基本的な措置内容を明記するべきである。また、異常が検知された旨速やかに都道府県等に届け出るとともに、原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置として実際に講じた措置内容について帳簿等に記載することとするべきである。

(エ) 設置者が不在となった廃棄物最終処分場対策

最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者及びその役員、破産管財人等に、管理する必要性がない状態となるまで基準に従い継続的な管理を行う責任を負わせるべきである。

また、適切に管理を行う者がその最終処分場について積み立てられた維持管理積立金を取り戻して管理費用に充てることを可能とするとともに、維持管理積立金を積み立てない者については許可を取り消す又は罰則を設け、維持管理費用の確保を確実にするべきである。

(オ) 廃棄物最終処分場の施設整備

廃棄物最終処分場は、我が国の適正処理体制の維持のため将来にわたって安定的に確保されなければならない。現在、新規立地が困難となり新規許可件数が減少し、最終処分場の残余容量が漸減傾向にあることを踏まえ、民間事業者による施設整備を基本として推進しつつ、必要な最終処分場残余年数の確保のため今後とも予算措置、税制の活用による支援や公共関与により積極的に施設整備を進めていくべきである。

[資料 3] 平成 20 年度最終処分場に係る基準のあり方検討業務報告書

(平成 21 年 3 月)

※一部抜粋

表 9.5.1 安定型最終処分場に係る課題の検討結果と当面の対策、今後の検討課題(案)

表 9.5.2 安定型最終処分場に係る課題の対策案が生活環境項目におよぼす効果の整理

表 9.5.1 安定型最終処分場に係る課題の検討結果と当面の対策、今後の検討課題(案)

	課題項目	検討結果	当面の対策	今後の検討課題
85	埋立物の質等に関連する課題	<ul style="list-style-type: none"> 安定型品目の見直し(廃プラスチック類について) 代表的な添加剤であるフタル酸エステル、ビスフェノールAについて、「人への推定暴露量を考慮した比較的低濃度では内分泌かく乱作用は認められない。」とされているが、今後も人の健康への影響評価の動向に注目すべきである。 有機物の付着等の問題は、熱しやく減量では完全には把握できない。また塗料カス、接着剤カスなどの有害物を含む付着物等もある。 廃プラスチック類を安定型品目から除外すると、管理型最終処分場での処分により処理費用が上昇し、不法投棄等が増大するおそれがあることに留意すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 搬入管理の徹底(後述) ○ 排出事業者が負うべき責務の明確化(後述) 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透水の異常等が原因で自治体の指導を受けた処分場の実態をさらに把握するとともに、廃プラスチック類等への付着・混入物等の実態を調査する。 ・必要に応じて埋立禁止品目の追加などを検討する。
	排出事業者、中間処理業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者は選別を行うために有用な廃棄物情報を有しているため、分別ポイントとしての設定や処理業者への適切な情報提供が重要である。 ・中間処理業者は安定型産業廃棄物や資源等の選別を現に行っており、廃棄物の質の管理ポイントとして設定することは有効である。 ・安定型産業廃棄物の中間処理の義務付けは効果が期待できるが、その負担と有効性について各種の施策と比較検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者が負うべき責務の明確化 ・安定型最終処分場に直接処分する安定型産業廃棄物の分別保管義務 ・安定型廃棄物専用保管場所の設置 ・処理業者に対する廃棄物の性状情報の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多段階の廃棄物の質の管理ポイントの設定を検討し、各ポイントにおける有効な検査方法(発生源や品目ごとの検査方法)を検討する。 ・中間処理業者が負うべき責務については、廃棄物の品目、発生源、中間処理業の業態に応じて、負担の受忍度等を踏まえ検討する。 ・排出事業者への安定型廃棄物の中間処理の義務付けについて検討する。
	搬入管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州では搬入条件に溶出試験を採用している事例があり、今後、諸外国の実態を把握し、その有効性について確認することが必要である。 ・展開検査については、展開検査の方法の強化と各種マニュアル類の整備・周知が必要である。 ・排出者からの廃棄物情報を受け、搬入管理に生かす必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 展開検査の実施方法の強化 ・記録の義務付け 等 ○ 展開検査場の設置の義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・展開検査の実態を把握し、その有効性と課題を確認する。 ・溶出試験等といった欧州での試験方法を調査し、我が国での異物混入・付着の実態を踏まえた上でその有効性を確認する。
構造基準の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透水採取設備の具体的な構造について基準省令に明記することが必要。 ・地盤の安定性確保のため、排水設備を設置することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸透水採取設備(付帯設備を含む)の設置及びその構造基準の明確化 ・導水施設の設置 ・砂地等透水性の高い地盤での集水機能の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設の設置が必要か否か、また設置が必要な要件等については、濁水対策の必要性も含め、引き続き検討する。 	
維持管理基準の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入管理の強化と連動して、維持管理基準の強化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 展開検査の強化 ○ モニタリングの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・異物の付着・混入検査法の検討(前述) 	

表 9.5.2 安定型最終処分場に係る課題の対策案が生活環境項目におよぼす効果の整理

生活環境への影響		地下水の異常	浸透水の異常	悪臭の発生	ガスの発生
対応策					
安定型品目の見直し	埋立禁止にすべき品目の指定	○	○	○	○
排出事業者、中間処理業者の責務	安定型産業廃棄物の分別保管の義務化	○	○	○	○
搬入管理の徹底	展開検査の実施方法の強化	○	○	○	○
構造基準の強化	浸透水採取設備の設置(浸透水採取)		◇		◇
	集排水機能の確保(導水施設設置)		△◇	△	△
	集排水機能の確保(底部難透水化)	△	◇		
維持管理基準の強化	モニタリングの強化	◇	◇	◇	◇

○:直接の効果がある △:副次的効果が見込める ◇:モニタリング機能向上